

官報

昭和五十九年四月十日

○第百一回参議院會議録第十一号

昭和五十九年四月十日(火曜日)
午後五時十一分開議

○議事日程 第十一号

昭和五十九年四月十日
午後三時開議

- 第一 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 石油税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、請暇の件
- 二、昭和五十九年度一般会計予算
- 三、昭和五十九年度特別会計予算
- 四、昭和五十九年度政府関係機関予算

○議長(木村睦男君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。
抜山映子君から海外旅行のため来る十三日から十六日間の請暇の申し出がございました。
これを許可することに御異議ございませんか。

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。
よって、許可することに決しました。

○議長(木村睦男君) この際、日程に追加して、
昭和五十九年度一般会計予算
昭和五十九年度特別会計予算
昭和五十九年度政府関係機関予算
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長西村尚治君。

審査報告書

昭和五十九年度一般会計予算
昭和五十九年度特別会計予算
昭和五十九年度政府関係機関予算
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
昭和五十九年四月十日
予算委員長 西村 尚治
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和五十九年度一般会計予算、昭和五十九年度特別会計予算及び昭和五十九年度政府関係機関

関予算並びに財政投融資計画は、財政改革を一層推進するため、特に歳出構造の徹底した見直しを行うことを基本とし、併せて、歳入面についてもその見直しを行い、公債の減額に最大限の努力を払うこととして、(1)制度の根本にまで踏み込んで改革を行うなど経費の徹底した節減合理化に努め、特に一般歳出については、全体として前年度同額以下に圧縮し、(2)時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るため、(3)臨時行政調査会の最終答申後における行政改革の具体化方策について一をはじめ、既定の方針に基づく改革合理化措置を着実に実施し、(3)税制面においては、所得税について初年度八千七百億円に上る減税を実施するとともに、現在の厳しい財政状況に顧み法人税、酒税及び物品税について税率の引上げ等の措置を講ずることとし、(4)公債発行額は、以上の歳出歳入両面の努力により、前年度当初発行予定額より六千六百五十億円減額すること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面で、財政法第四條第一項ただし書きの規定による公債六兆二千二百五十億円、「昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律(仮称)」の規定による公債六兆四千五百五十億円、合計十二兆六千八百億円、公債金収入を予定するほか、所得税の減税並びに法人税、酒税、物品税及び石油税の税率引上げ等の税制改正を行うとともに、税外収入等の増収を予定している。

歳出面では、経費の徹底した節減合理化を行うこととし、地方財政対策、医療保険、年金等について制度、施策の根本にまで踏み込んだ改革を行い、補助金等については、総額を厳しく圧縮するなどの措置を講ずることとしている。

一般会計予算の総額は、歳入歳出とも五十兆六千二百七十二億千四百三十一万六千円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入百五兆四百六十六億八千四百六十七万円、歳出九十九兆九千八百三十八億八千九百六十六万円である。

なお、特別会計の数は、特許特別会計(仮称)が新設されるため、電源開発促進対策特別会計ほか三十八と昨年度より一つ増えるが、昭和五十九年十月一日をもつて機械類信用保険特別会計が廃止される予定である。

また、政府関係機関の数は、日本専売公社ほか十四で昨年度と同数である。
右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

昭和五十九年度一般会計予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年三月十三日
衆議院議長 木村 睦男殿
参議院議長 木村 睦男殿

昭和五十九年度特別会計予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年三月十三日
衆議院議長 木村 睦男殿
参議院議長 木村 睦男殿

昭和五十九年度政府関係機関予算
右は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年三月十三日
衆議院議長 木村 睦男殿
参議院議長 木村 睦男殿

〔西村尚治君登壇、拍手〕
○西村尚治君 ただいま議題となりました昭和五十九年度予算三案の予算委員会における審査の経

二七

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十二号 昭和五十九年度一般会計予算外二件

過並びに結果を御報告申し上げます。

五十九年度予算は、歳出面において行財政の守備範囲を見直し、経費の徹底した節減合理化を行い、その規模を厳しく抑制しつつ、限られた財源の重点的、効率的配分を行うとともに、歳入面の見直しを行い、初年度八千七百億円の所得税減税を実施するほか、公債発行額は前年度当初発行額より六千六百五十億円を減額することとしておりますが、その内容は既に竹下大蔵大臣から財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

予算三案は、二月八日国会に提出され、十日に竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って三月十四日から審議に入りしました。自來、本日まで審査が行われましたが、その間、三月二日に広島、大分、秋田の三市で地方公聴会、二十九日に中央公聴会を開き、二十四日以降三日間にわたって集中審議を行い、さらに委嘱審査を四月六日、七日、九日の三日間行うなど、終始慎重かつ熱心に審査を行ってまいりました。

以下、質疑のうち主なものを若干につきました、その要旨を御報告申し上げます。

まず、政治倫理に関する質疑として、「世論調査の結果によれば、内閣にその熱意が感じられないと言われているが、総理の考えはどうか。田中元総理に対する辞職勧告決議のけじめはどうついているのか。さらに、閣僚の資産公開も、その基準は制約が多く、資産内容が不鮮明で、国民に不評である」などの質疑があり、これに対し、中曽根総理及び藤波官房長官より、「政治倫理の問題は、第一義的には政治家個人の良心と責任の問題で、謙虚に、みずからをむなしくして国民に奉仕するよう行動すべきであるが、個人の自覚にまつべき事柄である。昨年暮れの総選挙で国民から熱いおきゅうを据えられたことを反省して、それ以来諸般の声明を行い、具体的に閣僚の資産公開を実行し、国会に政治倫理協議会をお願いし、自民党においても同様の委員会をつくるなど鋭意

努力中である。田中問題のけじめについては、昨年の総選挙で、主権在民による最高、最終の国民の判定を得ており、これも一つのけじめである。資産公開の基本はプライバシーに属する事柄で、あくまで本人の意思による発表が筋で、閣僚の申し合わせによつて行ったものである。しかし、内容がばらばらではまずいので、外国の例、また従来総理大臣が資産公開した例などを参考に基準をつくつたが、御意見、御批判は将来の基準改正の場合に内閣官房で十分参考にしたい」旨の答弁がありました。

外交問題につきましては、三月二十三日から二十六日までの中曽根総理の中国訪問に関連して、「中国首脳との間で話し合われた朝鮮半島の緊張緩和、特に南北対話の環境づくり、中国首脳が提案した北朝鮮への仲介申し出に対する総理の態度、ソ連が極東に配備したSS20に関する日中の情報交換合意の内容、中国側の日本企業進出要請などの経済協力問題」等につき質疑がありました。

これに対し中曽根総理及び安倍外務大臣より、「朝鮮半島の諸問題は南北両当事者がまず話し合うべき問題で、両当事者が賛成し承認することがすべての前提である。朝鮮半島の平和と安定には日本も重大な関心があり、そのことはアジアの平和、さらに全人類にとつても大事なことで、そうした観点から、関係の国々が環境醸成促進に協力し合うことが適切である。中国側からの善意ある北朝鮮への仲介の申し出はありがたいが、ラングリンでの韓国要人の爆殺事件で、韓国の北朝鮮に対する不信感に非常に強く、国のメンツもあり、また我が国も制裁措置をとっていることなどを考慮し、当面、政治経済問題では仲介を頼むことはできないが、人道上の問題では十分あり得ることを伝えた。極東におけるソ連の軍事力増強に重大な関心を持たざるを得ないことは、昨年の国連総会での安倍外相と呉学謙外相の間で一致しており、当時のSS20の配備百八基が、最近の確実な

情報では百四十四基まで増強される状況で、これは日中両国の共通の関心事であり脅威でもあるので、日中で情報の交換を行い、お互いに核軍縮に向け努力していくことにしている。また、日中間の経済協力の促進では、円借款四千七百億円、輸銀融資は二十億ドルを下回らない額、その他パンクローンなどを中国側に約束した。なお、中国側からの日本企業の進出要請に対しては、民間資本が安心して出ていけるように、そして民衆の生活上と失業問題の解決に役立たためにも、経済特別区等幾つかの条件整備について助言をした」旨の答弁がありました。

次に、「我が国が国際的に公約した五年間倍増の政府開発援助計画の達成が危惧されているが、国際信用を傷つけ、まずいのではないか」との質疑に対し、「五年倍増の旗を掲げ努力してきたが、円安問題やアジア銀、世銀の増資問題未解決等日本の責任と言えない事情もあって、ドルベースの実績が落ちてきている。政府は財政難の中で、五十九年度予算では開発援助予算を九・七％とかなりの突出計上を行ったが、今後とも目標達成に一層の努力をしたい」旨の答弁がありました。

さらに、山村農林水産大臣の訪米で、懸案だった日米農産物交渉が妥結したことに伴い、「向こう四年間にわたり毎年六千九百トンの牛肉輸入増が農家に与える影響と保護対策、並びに間もなく始まる豪州との牛肉輸入交渉との絡みをどう考えるか」などの質疑があり、これに対し関係各大臣より、「日本の国益と農業を守る立場を堅持し、その上に立って対外関係、経済摩擦等の調整を図るため、日米双方が譲歩してようやく妥結にこぎつけた。輸入枠は今後四年間に二万七千六百トンで、毎年度需給状況を考慮し話し合うことにしている。今回の合意が農家に当面大きな悪影響を与えない。しかし、今直ちに農家保護の措置は考えていない。しかし、日本農業を取り巻く内外の厳しさに耐えられる足腰の強い農家育成に今後とも一層努力したい。豪州との関係では、対米農産物

交渉を豪州の犠牲で解決するようなことは考えていない。国内生産と需給の動向を勘案して交渉に当たる」旨の答弁がありました。

防衛問題に関する質疑として、「超緊縮予算編成の中で防衛費が六・五五％の異常突出となり、三木内閣以来遵守してきたGNP一％以内の枠突破は必至の状況にあるが、総理の認識を開きた。防衛費についてGNP一％枠にかわる新基準を示す考えはないか。最近の防衛費の使い方は正面装備調達に偏し、後方支援体制を初め大量の自衛隊員不足が生じており、有事の際に防衛目的が達成できないのではないかと。さらに、今日我が国民の防衛意識は低く、これで国の防衛ができるか心配であるが、政府の考えを聞きたい。アメリカ国防省の発表では、戦艦ニミッツやジョーを初め攻撃型原子力潜水艦にトマホークが装備され、これら艦船の日本寄港は核の持ち込みになり、非核三原則の国是に反するので、入港を拒否ないしは事前協議の対象にすべきではないか」等の質疑がありました。

これに対し中曽根総理並びに関係各大臣より、「防衛費は防衛計画大綱の水準達成及び防衛力の自主的整備の必要性を初め、防衛費と社会保障関係費の比較で見た主要国との対比、また昭和三十年度以降の教育関係費や社会保障費の蓄積との比較などから判断して突出批判は誤りである。我が国を取り巻く内外の諸情勢を勘案し、防衛を全うするための必要最小限の経費計上である。防衛費の枠は、GNPが年間を通じてどのような動きをするか定かでない、確定的なことは困難であるが、三木内閣の閣議決定の方針は守っていること、中々、その先のことはそのときに考えることにしたい。防衛予算は後年度負担による装備調達の方式があつて、正面と後方が十分バランスをとることは難しいが、本年度も教育訓練等に配慮した。自衛官の充足率を高めることに今後最大限の努力を払いたい。国の防衛は国民の認識、決意の上に成り立つもので、その一部として自衛隊や自衛力

が考えられるが、その根幹部分に足らざるところがあるのは我が国防政策の欠陥で、今後とも改善に大いに努力してまいりたい。トマホークには核、非核の二種類があつて、搭載だけで核兵器保有とは言えない。日米両国は、安保条約を効果的に運用するという基本的立場で相互信頼の上に立つており、一つ一つの船についてチェックや事前の問い合わせなどはやらない。米国は日本の非核三原則を十分承知して行動している。ニュージャーシーについては国会の論議を踏まえ、国民の関心も高いので、もし入港となつた際は米国防府に非核三原則を確認すると同時に、日本の立場を明確に打ち出し、日米安保条約及び関連取り決めの遵守を確認することにした。旨の答弁がありました。

経済問題に関する質疑としては、「政府は財政再建にこだわり過ぎ、我が国経済を縮小均衡に追い込み、潜在成長力の発揮を不可能としているのではないか。景気が回復傾向にあるとはいへ、地域別、業種別のばらつきや倒産、失業の多い現状から、財政面からの施策が必要ではないか。また、最近の円高傾向等から見て、公定歩合を引き下げ、景気回復の一助にすべきではないか」などの質疑がありました。

これに対し中曽根総理及び河本経済企画庁長官より、「五十九年度経済見通しの政府支出の実質寄与度は〇%で、景気浮揚の効果を財政に期待することは大変難しい。しかし、公共事業費では、一般会計の対前年度比減を財政その他で幾らかでもふやすよう配慮と工夫をしている。今日の我が国の状況は、一時的な無理な景気対策を考へるより、景気回復が確実にされている今年度は、高度成長になれた我々の意識転換が必要で、今後必要となるに財政が対応できる体力を取り戻す第一歩となるようにしたい。しかし、この間にあつても、民間資金の導入を始め、国有地の有効活用等今までの手法ではない新たな手法で、民間活力による新たな成長を目指した経済運営を行いたい。景気の

回復に跛行現象が見られるものの、過去三年間の三〇%台の成長が、世界経済の立ち直りに伴い、四〇%以上の成長が十分に可能な条件が熟しつつあると思う。予算の成立を待って、地域的な景気回復のおくれにどう対処するか検討したい。政府は、それぞれの時点で経済の状態を的確に判断し、財政、金融政策を機動的に運営していく所存である。円相場については、目下のところ非常に流動的で、円高が定着したとまでは判断しにくく、いましばらく様子を見る必要がある。さらに公定歩合政策及びその他の金融政策は、円相場のほか海外の金融政策あるいは金利状況等を十分に勘案しないと、資本の流出から円安の方向に行きかねないので、慎重に対処したい」旨の答弁がありました。

財政問題に関する質疑としては、「増減税引き合わせの五十九年度予算で、対国民所得比の租税負担率が上昇し、増税なき財政再建を言いながら、中期的な財政事情の仮定計算例の膨大な要調整額や、政府税調の課税ベースの広い間接税の検討などから見て、政府は一般消費税ないし大型間接税の導入をねらっているのではないか。また、これまで特例公債の現金償還を毎年度の特例法に規定し国民に公約しながら、今回借入れ方式に転換したことは許されぬ。特例国債借入れに伴う国債消化に問題はないか。これまでの財政再建は、歳出削減が計画どおり進んだのに税収及び歳入が計画を下回ったことが問題で、資本蓄積型税制の見直しが必要ではないか」などの質疑がありました。

これに対し中曽根総理、竹下大蔵大臣等より、「増税なき財政再建は歳出削減を徹底するのに必要なかぬきで、これを外すと財政的な乱費も起こり、政府は必死になつてその枠内で努力していく決意である。そのために行政の守備範囲を見直し、制度施策の根本にまで踏み込んだ改革を行い、個人、企業及び国と地方のそれぞれの役割分担見直しを推進していくことにしている。増税な

き財政再建と税負担の関係では、政府は一般消費税を導入する考えはない。国民所得対比の租税負担率については、臨調答申の趣旨に沿ひ、新しい税目や新たな増税措置を行わないよう心がけ、特に流通の各段階に一度に税額をかけるいわゆる大型間接税は考えず、政府税調答申の物品税等間接税の分野で新たな租税力を求めて、個別的消費税を研究、検討することになっている。特例国債の借入れは御指摘のとおりで、国債政策の大きな転換で、五十九年度発行特例国債の借入れをすることにしたため、五十九年度以降の既発特例国債とも整合性を図ることとした。ただし、財政運営の節度の点で、「償還のための起債は、速やかな減償に努める」との訓示規定を設け、これを念頭に置きながら国債の管理に当たることになっている。

特例国債の借入れ方式への変更に伴い、資金の偏在的影響が出ることを考えられるので、十分留意して対応していく。財政再建の経過を見ると、歳入面の落ち込みが認められるが、これは特に五十六、五十七年度の税収が世界経済の停滞により企業活動も消費も予想外に伸び悩んだためと思ふ。歳入面については、社会経済情勢の変化を踏まえ、資本蓄積を図る趣旨でつくられた租税特別措置の見直しはもちろぬ、公正適正な税制のあり方に不断の検討と努力をする」旨の答弁がありました。

中曽根総理が提唱する教育改革問題について、「総理の教育改革に関する基本的な考え方、教育改革を審議する臨時教育審議会の構成及び審議の公開並びに中教審との関係、さらに教育改革の実を上げるためには、人を採用する側の企業や国が採用方式を改める必要があるのではないか。制度面の教育改革も必要であるが、より礼儀作法を含む心の改革こそ重要ではないか」などの質疑があり、これに対し中曽根総理及び森文部大臣より、「戦後の教育で生徒が伸び伸び育ち、義務教育も九年に延長される等評価すべき面と、他方、硬直的過ぎる教育体系、入試制度にかかわる偏差値や

共通一次のあり方、さらに校内暴力、青少年犯罪の増加等多くの問題がある。将来を展望すると、高度情報化社会に向けての教育のあり方、国際社会で生きていく二十一世紀を担う子供の教育など、審議検討すべき課題が多い。臨時教育審議会は、憲法及び教育基本法のもとに教育改革を検討することとし、委員の人は国民全部が納得してくれる人を慎重に選びたい。審議をすべて公開するとすると自由な議論展開に支障もあるので、審議の概要を国民の前に随時明らかにするよう工夫したい。中教審は我が国の教育、学術、文化に関する長い間の議論や積み重ねた蓄積があり、これらを踏まえながら、臨時教育審議会が新しい視点で教育を見直していく考えである。教育改革と就職の点は御指摘のとおりで、この点、企業や官庁の採用方法も、総理の諮問機関という審議会の性格から、幅広い検討が期待できると思う。礼儀作法を初め教える者と教わる者のあり方等の指導は学校でも行っているが、学校教育だけで徹底できるものでなく、社会や家庭にも大きな責任がある。文部省は、五十九年度に学校家庭連携推進校を設け、学校と家庭が一体となって子供たちが正しく育つ体制づくりに努力することになっている」旨の答弁がありました。

最後に、婦人差別撤廃条約の批准を来年に控え、国内条件整備の大きな焦点である男女雇用平等法案に關し、「職場における実質的な平等確保のため、募集、採用、昇進、職業訓練、退職などすべての分野で性差別を禁止し、法律で強制力を持たせるべきではないか。男女雇用平等の確立には、労働基準法の女性保護規定は原則として廃止し、母性保護に重点を置くべきではないか。婦人少年問題審議会の建議が両論併記となったが、法案取りまとめの労働省の考え方及び法案の国会提出のめど」などについて質疑があり、これに対し本労働大臣及び政府委員より、「男女の雇用機会均等、待遇平等の法制整備は、我が国の将来にとって大きな歴史的な転換であり、長い間の男性中心

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号

昭和五十九年度一般会計予算案二件

二七四

の年功序列、終身雇用制度の修正で、初めから余り厳しいものにしてはかえって目的を達せられないおそれもある。母性の保護は、女性にとっても子供にとっても大事で、しっかり守っていくが、女性保護規定はややもすると女性に働くときのヘンディキヤップを背負うことになり、不利となるので、法案作成に当たっては十分気をつけた。審議会の建議には、一本にまとめた部分と労働者側、使用者側双方の意見が述べられた部分があるが、これまで長い間御審議をいただき、その間の経緯や見解は十分承知している。よくかみしめて法案作成作業に臨みたい。法案は国会に提出し、来年の条約批准に全力を挙げたい旨の答弁がありました。

なお、質疑はそのほか広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐藤委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して藤井委員が賛成、公明党・国民会議を代表して中野委員が反対、日本共産党を代表して内藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して伊藤委員が反対の旨それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和五十九年度予算案は、いずれも賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男) 三案に対し、討論の通告がございいます。順次発言を許します。和田静夫君。

〔和田静夫君登壇、拍手〕

○和田静夫君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十九年度一般会計予算案二案について、反対の立場から討論を行うものであります。

角形内閣、直角内閣と世の厳しい批判を浴び辛

うじて船出した中曽根政権一年四カ月の歩みは、総理が言う戦後政治の総決算に端的に示されている。憲法改悪をもくろんだ軍備拡張路線であり、平和を志向する国民の気持ちを逆なでする以外の何物でもありません。加えて、根拠なき北の脅威を無責任にあり、またアメリカのグレナダ侵攻にいち早く支持を表明するなど、レーガン政権の世界軍事戦略に我が国を巻き込もうとするなど危険きわまりないものとして強く糾弾されなければなりません。

国民の危機意識をいかに高める中曽根流軍拡政治は、金権腐敗、利益誘導型政治に対する批判と相まって、国民の厳しい審判を受け、昨年末の総選挙においては自民党の大敗北をもたらしました。これは初めから予測できた当然の結果なのであり、この際、再度中曽根政治の猛省を求めるものであります。

一方、行政改革の一つの目玉と称する中曽根内閣は、第二次臨調答申のうち政府・自民党に都合のよいものだけをつまみ食いしているにすぎず、行革の名のもとに福祉、教育費の切り捨てを断行し、労働基本権、地方自治権などを軒並み侵害し、軍事費を異常突出させ、真に国民のための行革となっていない。私は、原子力船「むつ」に見られる行政のむだや、汚職の根源となる補助金制度、特権官僚による天下りなど、政・財・官の癒着には何ら手をつけようとはしない中曽根行革に對し、強い憤りを覚えるのであります。逆に、地方事務官問題のように、行政改革に逆行する施策すらとらうとしているのであります。

さらに、第二次臨調に味をしめた中曽根総理は、総理直属の教育臨調を設置しようとしております。入試制度改革は、偏差値教育の見直しなどと口当たりのよい言葉の陰で、その実、教育改革を改竄と結びつけ、民主教育を破壊し、差別、選別、エリート教育に手をかす危険を感じずにはおられません。

また、財界の質上げ凍結発言に迎合した政府・

自民党は、人事院勧告の完全実施を一方的に無視するとともに、個人消費拡大のための所得税減税についても、大衆増税でその財源を埋めております。これは勤労国民の購買力を減退させ、内需の停滞、雇用の悪化、福祉の後退等をもたらすことは明白であります。現在の景気回復は、アメリカの景気上昇による輸出の増加によるもので、中曽根総理が昨年のサミットで公約した内需主導の景気回復ではなく、貿易摩擦の激化をもち、国際的な非難を浴びるのは不可避であります。

以下、五十九年度予算に反対する理由を具体的に申し述べます。

反対理由の第一は、我が国の軍事大国化への道を進める極めて危険な防衛費の異常突出型予算となつていくこととあります。

政府は、一般会計の伸びを前年度比〇・五増に抑え、さらに国債費と地方交付税交付金を除いた政策経費である一般歳出を、前年度に比べ三百三十八億円減額するという超緊縮型予算編成を行ったのであります。防衛関係費につきましては、前年度比六・五増と四年連続の異常突出を断行しているであります。

竹下大蔵大臣は、さきの財政演説の中でこう明言いたしました。「予算編成に当たりまして、聖域を設けることなく見直しを進め、徹底した歳出の削減を行いました」と。ところが、その内容たるやどうでしょうか。防衛費を聖域化していることはこれの目から見て明白な事実ではあります。防衛費の削減を切に要望する国民の声を一切黙殺するような中曽根政権の危険な軍拡思想を私は許すことはできません。加えて、日米軍事同盟の強化をねらう中曽根総理は、レーガン政権の危機管理政策への従属化を一層鮮明にあらわし、我が国の自主的外交を放棄しているのではありません。

我が国は唯一の戦時核被爆国であり、非核三原則を国是としておりながら、トマホークなどの核を搭載した米国艦船の入国に対しても、事前に核の存否について実効ある確認を怠り、非核三原則を空洞化させているのであります。絶対に容認することはできません。

五十九年度の防衛費は、既にGNPの〇・九九一%を占め、しかも、昨年度における人事院勧告積み残し分を加えると、今年度の防衛費予算は既にGNPの一%を突破したものととなり、三木内閣以来の自民党政権による防衛費増の策は事実上破綻を来しています。

また、防衛費の異常突出は財政再建の趣旨からも問題とならなければなりません。防衛費の後年度負担額は初めて二兆円の大台を突破し、次年度以降防衛費負担の急増が完全に組み込まれ、財政再建の大きな足かせとなることは必定であります。憲法の精神を遵守し、平和国家の理念を追求するためにも、防衛費の大幅増額予算に反対するものであります。

反対理由の第二は、国民生活と密接に関連した福祉、教育予算の大幅圧縮を図るとともに、各種公共料金の一斉値上げを行うなど、驚くべき大衆収奪予算となつていくこととあります。

政府は、財界主導の臨調答申のとり、行政改革の一環として医療制度の抜本的改革を行ったとしておりますが、今回の医療保険制度の改革は、被用者保険本人給付率を五十九年度以降九割に、さらに六十一年度以降八割へと引き下げる一方、高額療養費支給限度額を引き上げるなど、医療費抑制の処方せんを一方的に患者負担に求めるという社会保障制度への挑戦とも言うべき大改悪であります。医療費のむだを削ることは我々も再三四指摘してきたところであり、乱診乱療に見られるむだをなくすためにも、薬価基準の厳正な見直しを行うなど、薬づけ、検査づけ体制の抜本的改正が最優先されるべきであり、拙速で場当たり的な改悪は到底容認することはできません。

加えて、来年度の各種年金改定率はわずかに二%程度にとどまるなど不当に待遇され、雇用保険給付の切り下げ、児童扶養手当の削減など、弱者に

対する配慮は一切行われず、断じて許されません。

また、教育関係予算を見ても、四十人学級の実現が先送りされているばかりか、教職員定数の大幅削減、私立学校等助成費の大幅カット、育英事業への有利子制度導入など、家計における教育費負担は深刻な状態となっております。

その上、公共料金負担が家計に降りかかってきております。国鉄運賃、消費米価、国立大学授業料、NHK受信料など一斉に値上げが強行されるのを初め、私鉄運賃、タクシー料金などの大幅値上げを認可し、地方公共団体関連の公共料金も引き上げられていきます。酒税、物産税、自動車税、石油税の増税による影響を含めると、五十九年度の消費者物価上昇率二・八%の約半分を公共料金関連で引き上げており、極めて不当な措置であります。

反対理由の第三は、所得税減税の見返りとして大衆増税が行われるとともに、人事院勧告の実施を組み込んだ予算となっていないことであります。

国民が切実に求めてきた本格的所得減税が七年ぶりに実施されようとしておりますが、その減税財源として酒税、物産税、自動車税等大衆増税で賄うというのでは、減税効果など吹き飛び、何のための減税なのかと言わざるを得ません。

課税最低限の引き上げは当然の措置であります。最低税率を一〇%から一〇・五%へと引き上げる一方、最高税率を七五%から七〇%へ引き下げるのやり方は、高額所得者優遇、低所得者冷遇以外の何物でもなく、不公平を助長する税制改悪と言っても過言ではありません。しかも酒税、物産税、自動車税などの増税は、間接税の持つ負担の逆進性から低所得者層への負担増をもたらすのであり、低成長経済における大企業と中小零細企業との賃金格差の拡大傾向とあわせ、家計負担の格差拡大をねらった極めて不当なものであります。また、利子配当所得制度や医師優遇税制の温

存等、不公平税制の是正が何らなされていないことも指摘せざるを得ません。

人事院勧告の実施については、人事院勧告制度の趣旨に基づき、速やかに凍結損失分の回復と今後の完全実施を確約すべきであり、五十九年度予算に給与改定費が一分しか計上されていないことは納得できません。

反対理由の第四は、景気浮揚に積極的施策が見られず、歳出削減偏重型予算となっており、かつ財政再建の展望が見られない予算となっていることであります。

既に指摘したように、内需拡大のための所得税減税は、その見返り増税により実質的效果はほとんどなく、人勸無視による公務員給与の抑制を断行し、さらに公共事業費を前年度マイナス二%に削減しようとするのでは、財政の景気浮揚効果はゼロに等しいのであります。これでは、政府が主張する内需主導型の景気回復など到底おぼつかず、対外経済摩擦の激化は必定でありましよう。

こうした中で、我が国農業をいけにえとして対米貿易摩擦の解消を図ることは、断じて納得がいかないものであります。

一方、政府が繰り返して主張してきた五十九年度赤字国債ゼロの財政再建目標は、我が国が指摘したとおり破綻を来し、新たに六十五年度赤字国債ゼロを目標としたわけでありましよう。これを達成するためには、少なくとも五十九年度において一兆円の赤字国債を減額する必要があったにもかかわらず、その財政再建目標は初年度から崩れ去り、赤字国債の減額幅は五千二百五十億円と目標額の半分程度にとどまったのであり、新しく掲げた六十五年度の財政再建目標は達成困難であり、非現実的な絵そらごにすぎないのであります。

加えて、赤字国債は借りがえをしないと政府はかたく約束してきたにもかかわらず、なし崩し的に、いとも簡単に借りがえ導入を行い、国債発行の歯止めをまた一つ外したことは到底認めがたい措置であります。

政府が今回初めて国会に提出した「中期的な財政事情の仮定計算例」は、大型間接税導入を不可避とする試算であり、総理の言う増税なき財政再建とは明らかに矛盾するものであります。これはど国民を愚弄したものではありません。

最後に一言申し上げます。

我が党の強い要求によって、昭和五十九年度予算についてようやく政府は暫定予算を提出しました。過去の経緯を見ますと、予算の成立が四月へずれ込みながらも政府は暫定予算の提出を拒否し続け、法治国家にあるまじき財政法違反の支出行為を現実にやってきたのであります。今後は、今回の例にならない、予算の空白期間が生ずる可能性があるときには、速やかにかつ必ず暫定予算を提出するよう強く警告を与えることとし、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男) 亀井久興君。

○亀井久興君登壇(拍手) 亀井久興君。私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和五十九年度予算三案に対し、賛成の討論を行うものであります。

今、我が国をめぐり国際情勢は、政治的には、ソ連のアフガニスタン進入以来、イラン、イラク、レバノンなどアジア、中東における緊迫した事態を初めとして、ヨーロッパにおける戦略核兵器削減交渉等の中断、米ソを中心とした東西陣営の対立激化と異常な軍備拡張が進んでおります。また、経済的には、石油危機による世界同時不況の最悪状態から脱し、アメリカ等の主要国における景気は回復基調にありますが、開発途上国の経済は依然として低迷しており、膨大な累積債務の処理に苦悩している国も見られます。

こうした国際緊張の激化、世界経済の停滞、経済摩擦の深刻化に対して、自由世界第二位の経済力を持つ我が国としては、自由主義国家群の一員として防衛力を整備するとともに、節度ある自由貿易を通じて世界経済を再活性化し、開発途上国

の安定、発展に貢献すべきであります。

中曽根総理は、就任以来、既に韓国、アメリカ、ASEAN諸国、中国を歴訪、またウイリアムズバーク・サミットに列席され、さらに近くインド、パキスタン訪問、ロンドン・サミットへの出席が予定されておりますが、このように関係国との揺るぎない積極的な首脳外交の展開は、世界の平和と繁栄に大いに貢献するものとして評価できるものであります。

一方、国内的には、我が国は戦後の大きな転換期を迎え、財政改革、行政改革、さらには教育改革の三大改革の断行に迫られておりますが、そのほかにも、景気回復の定着と拡大、防衛力整備、農産物問題を初めとする経済摩擦の解消、高齢化社会への対応など、まさに重要問題が山積いたしております。我が党政府に課せられた責任は重大であります。

さて、我が国経済は久しく停滞しておりましたが、政府の適切な経済運営が功を奏し、景気は昨年後半から徐々に回復に向かつており、今年度は景気回復が着実に進むものと考えられます。しかしながら、長引いた経済の停滞の中にあつて、景気の下支え及び国民生活の安定と向上を図るためにやむを得ず発行された公債の残高が、今や放置できない状況になっております。すなわち、こうした公債の発行残高の累増は、利払い等に必要な経費の増加を招き、五十九年度における国債費は社会保障関係費に迫る九兆五千五百五十億円となりましたが、これは一般会計の歳出の一八%を占めており、今や財政の機動的運営に重大な支障を来しております。今後予想される高齢化社会等の新しい事態に対処していくためには、行政機構の簡素効率化と並んで、新たな要請にこたえ得る財政の対応力を確保しておくことが緊急の課題であります。

五十九年度予算は、こうした命題にこたえ、行政改革の観点から歳入歳出面にわたって徹底した制度の見直しが行われるとともに、財源の効

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号 昭和五十九年度一般会計予算外二件

率の配分が行われており、評価できる内容となっております。

以下、賛成の理由を簡単に申し上げます。

第一に、財政改革を推進するため徹底した歳出の削減を行い、一般会計歳出を前年度当初予算に比べわずか〇・五増という昭和三十年度以来の低い伸びに抑制し、特に一般歳出については、前年度に引き続きその伸びをマイナスにしたことであります。

五十八年度予算におきましても歳出削減の努力が払われたところでありますが、五十九年度ではこれを一層推進し、医療保険制度や地方財政制度の改革など制度の改革にまで踏み込んで歳出の徹底した削減が図られております。補助金につきましても、すべてこれを洗い直し、従来にも増して積極的に整理合理化を行い、総額において前年度より四千三百五億円の減額しております。また、中央の十省庁の内部部局の再編合理化を断行するとともに、国家公務員の四千八千人近くの大規模な削減を図っており、行政改革に向けた努力がなされているのであります。

第二は、徹底した歳出の削減を図る一方で、社会的、経済的に弱い立場にある方々に対しては、重点的かつ効率的に福祉施策を推進していることとあります。

すなわち、生活保護の改善が図られておりますほか、老人や心身障害者に対する在宅福祉の制度などには手厚い保護の施策がとられております。

第三は、所得税及び住民税についての大規模減税の実施であります。

今回、厳しい財政環境下にありながら、所得税、住民税合わせて一兆一千八百億円に上る大規模な減税に踏み切られたことは、国民の期待にこたえるものであり、また、景気の一層の回復にはずみをつけることから見ても適切な措置であります。

第四は、こうした大規模減税を行ったにもかかわらず、公債の発行額を減額したこととあります。

五十九年度公債発行予定額につきましては、前年度当初に比べ六千六百五十億円の減額がなされておりますが、これは減税実施と重なったにもかかわらず、思い切った税外収入の確保や徹底した歳出削減といった努力のたまものであり、政府の財政改革に対する並み並みならぬ熱意があらわれているものと大いに評価するものであります。

第五は、経済協力について重点的に財源を配分した点であります。

経済大国となった我が国に対する各国の期待は大きく、それにこたえていくことは貿易立国として生きる我が国の経済の発展と繁栄にとって必要不可欠であります。経済協力費については削減の対象とせず、前年度比で七・九増と防衛費の伸び率を上回る予算配分を行ったのは、国際社会への貢献の見地から適切な措置であります。

最後に、他の諸施策との調和を図りつつ、防衛計画大綱の水準達成のため質の高い防衛力の整備を行うこととしております。

防衛関係費につきましても突出であると批判する向きもありますが、外国の侵略を排除し、国民の生命、財産を守ることが、国家に課せられた第一義的な義務であります。近年のソ連の軍力増強を背景とした国際軍事情勢や自由主義国家群の一員としての国際的責任を考慮して、我が国の独立と平和を守るための必要最小限の経費を計上することは当然のことであり、そのような批判は全く当を得ていないと言わざるを得ません。

以上、五十九年度予算に対し賛成する主な理由を述べてまいりましたが、この際、政府に対し、若干の要望をいたします。

行財政改革は、我が国の将来にかかわる緊急かつ重大な政策課題であります。今後とも国民の理解と協力のもとに、あらゆる困難に耐え、目標達成に向けてなお一層努力していただきたいのであります。

景気につきましては、その見通しが明るくなってきたとはいえ、地域及び業種間にはまだ格差が見られる状態であり、倒産件数についても横ばいで、減少傾向にあるとは言いがたいものがあります。今後、機動的な経済、財政運営を行い、景気回復をより確かなものにするともに、雇用の安定確保に向けて一層努力を注いでいただきたいのであります。

終わりに、今日、世界の中の日本として期待される国力を築き、国民生活の向上を果たしたのには、我が党が一貫して政権を担当し、国政の推進に英知と努力を傾注したことによるものと考えますが、これを支えたものは、国民の我が党に対する信頼と支持にほかなりません。我々は、選挙における国民の審判を厳粛に受けとめ、政治に対する信頼を確保し、真の責任政党として一層研さんし、国民の期待にこたえる決意であることを申し上げ、予算三案に対する賛成討論を終わります。

(拍手)
○議長(木村睦男) 峯山昭範君。
〔峯山昭範君登壇、拍手〕
○峯山昭範君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和五十九年度予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。

今日、政治に求められているものは、言うまでもなく政治倫理の確立であり、国民の政治に対する信頼の回復であります。

しかるに、中曽根総理は、昨年末の総選挙における自民党大敗北の原因をみずから自民党の政治倫理の欠如にあったことを認めるとともに、選挙後、田中元総理の影響を排除を総裁声明として国民に約しておきながら、今また再びその公約をほごにしようとしております。総理が総選挙の結果を厳粛に受けとめるというのであれば、まず金権腐敗政治を一掃し、国民の政治に対する信頼を取り戻し、議会制民主政治の再建を図るべきであります。総裁声明の中で政治倫理の確立を公約した総理が、他方で政治倫理にもとる政治行動を起さそうとしておる事実を我々は断じて容認するものではありません。

以下、具体的に反対の理由を申し上げます。

反対理由の第一は、七年ぶりに行われようとしている所得税減税が、我々の主張とかけ離れ、小規模に圧縮され、しかもその中に増税が隠されていることとあります。

政府は、五十二年以降、国民の総意にもかかわらず減税実施を拒否し続けてきましたが、昨年二月与野党合意が成立し、ついに減税実施に追い込まれました。しかし、五十八年中に景気浮揚に役立つ相当規模の減税を行うとの合意を踏みにじり、五十八年度においてはわずかに所得税、住民税合わせて二千二百億円が辛うじて実施されたにすぎなかったものであります。五十九年度においても、減税の規模は所得税で八千七百億円、住民税で三千三百億円にとどめてしまったのであります。

長期にわたり課税最低限を据え置き、国民に実質増税を強いてきたことを考えると、少なくとも所得税、住民税合わせて一兆七千億円の減税は必要と言わなければなりません。厳しい国民生活の実情を無視する政府の態度は、到底認めることはできないのであります。

しかも、政府の所得税減税を含む税制改正の中には、増税措置が巧妙に隠されているのであります。低所得者はもとより、すべての納税者に適用される最低税率を一〇％から一〇・五％に引き上げ、これによって約一千億円の増収効果をもちこんでいるばかりか、逆に最高税率を引き下げることによって高額所得者を一段と保護しようとしているのであります。これこそ取りやさいところから取る弱者しわ寄せの税制改正と言っても過言ではありません。

なお、私はこの際、給与所得控除の最低限を二万円引き上げるといふ政府自民党の確約を速やかに実現するよう要求するものであります。

第二は、増税なき財政再建を公約しながら、大幅な増税を行っていることであります。

一億国民の悲願であった所得税減税が五十二年以来七年ぶりに実施される傍ら、法人税を初め酒税、物品税等を中心に総額九千五百億円の増税が行われようとしております。政府は、増税なきの意味を全体として税負担率が上昇しないこととあり、不公平税制の是正はその範疇に入らないとの説明を繰り返してはいるものの、大幅な酒税や物品税の増税が果たして不公平税制の是正でありましょうか。酒税、物品税の増税、これこそ逆進性も甚だしい大衆増税そのものと言わざるを得ません。その結果、所得税減税が実施されるにもかかわらず、租税負担率は五十八年度の二三％台から一気にならぬ二四％台へとね上がっております。

さらに、政府は、大型間接税導入は行わないと言いつつも、六十年度以降については明確な言明を避け、税の勉強という名のもとにその導入を虎視眈眈とねらっていることは火を見るよりも明らかであります。増税なき財政再建を看板に掲げながら、その一方で大衆増税をもちろむ政府の態度は断じて見逃しにできません。

反対の第三は、医療費抑制を理由に健康保険の保険給付率を十割から九割へ引き下げようとしていることであります。

昭和五十九年四月十日 参議院会議録第十一号

財政逼迫を理由に、もしこの制度の導入を許すならば、福祉元年とうたわれた四十八年以降営々と築いてきた我が国の社会保障制度と、福祉国家建設を目指してきたこれまでの諸政策は、一体何だったのでありましょうか。がん治療を初めあらゆる疾病に対する給付の引き下げは、政府の受給者は減少しないとのたび重なる弁明にもかかわらず、総受給者の減少が不可避であるばかりか、これこそ総理の提唱するがん対策と真つ向から対立する施策であり、大きな矛盾であると言わざるを得ません。政府のこのような健保改悪は福祉国家建設に対する重大な挑戦であり、到底容認することはできず、国民の健康をじゅうりんする同案は直ちに撤回されるべきであります。

第四は、政府のこれまでの公約と法律義務を翻し、五十年以降発行してきた特例国債すなわち赤字国債の借りかえ禁止条項を、過去にさかのぼってすべて外そうとしていることであります。我々は、再三にわたり赤字国債の現金償還の困難性を指摘するとともに、その早期対策の必要性をただしてまいりました。それにもかかわらず、政府は、償還期限到来の節には一切の借りかえを行ふことなく、赤字国債保有者はすべて耳をそろえて現金償還すると強弁してきたのであります。また、赤字国債の現金償還が不可能と判明した時期はこの一年間の間と答弁しているものであります。したがって、少なくとも定率繰り入れ停止に追い込まれた五十七年度時点で、現金償還の不可能であることはだれが見ても明々白々であったのであります。しかも、借りかえ禁止条項の緩和は償還到来時に毎年度行ふべきであるとの我々の主張には一顧だにしようとしておりません。このような政府の怠慢と財政民主主義を踏みにじる行為を我々は断じて容認することはできません。

あわせて、私は、国債整理基金への定率繰り入れを、五十八年度に続き三年連続停止しようとしていることについても反対を表明せざるを得ないものであります。

昭和五十九年度一般会計予算外一件

第五は、国鉄運賃を初め、米価、医療費など生活関連公共料金が一斉に値上げされようとしていることであります。

ここ二、三年、物価は安定化傾向を続けており、国民生活もようやく物価上昇の圧迫から解放されようとしているにもかかわらず、政府主導による見境のない公共料金の値上げによって国民生活は再び圧迫されようとしております。我が国経済が九三年に及ぶ不況からようやく脱出し始めているとはいえ、国民所得の伸びが低迷を続けている状況下において、公共料金値上げラッシュは、大幅増税とともにますます国民生活を萎縮させ、再び景気拡大の芽を摘んでしまおうおそれがあり、到底認めることはできません。

最後に、防衛関係予算の突出や、防衛費GNP一％以内との枠を取り外そうとすることなどに見られる中曽根内閣の危険な軍事拡張政策に警鐘を鳴らすとともに、金権腐敗擁護の姿勢に猛省を促して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 内藤功君。

〔内藤功君登壇、拍手〕

○内藤功君 私は、日本共産党を代表して、昭和五十九年度政府提出予算三案に反対の討論を行うものであります。

今日、我が国は、平和、暮らし、民主主義、この三つの分野で未曾有の危機に直面し、底知れぬ不安と混沌が広く国民を覆っております。中曽根総理は施政方針演説において、二十一世紀を日本の世紀としようとする、行く手に光が見え始めていると述べられましたが、最近発表されたギャラップなどの主要十カ国の世論調査によりますと、今後三十年間の出来事に希望を持っている日本人はわずか六％なのに、逆に恐れを抱く人は六四％にも上るとされ、「世紀末感漂う日本」と報道されているのであります。

今まさに政治に求められているのは、このような国民の不安と恐怖を解消し、危機からの脱却の

展望を指示することであり、来年度予算は何よりその立場から国民の期待にこたえるように編成されなければならないのであります。

ところが、戦後政治の総決算を呼号する中曽根内閣の提出した昭和五十九年度予算案は、大軍拡と財界奉仕、財政危機の犠牲をすべて国民に転嫁し、社会保障を中心に戦後築き上げられてきた諸制度や民主的諸原則を軒並み根本から覆そうとするものでありまして、断じて容認できないものであります。

以下、具体的にその理由を申し述べます。

その第一は、レーガン戦略直結の安保強化とそのための大軍拡路線をますます露骨に突き進んでいることであります。

中曽根総理の軍事費の四年連続異常突出の決断、トマホーク配備の容認は、日本を核戦場にすする危険を一段と強めるものであります。去る三月二十日に起きた米空母とソ連原潜の衝突事故は、まかり間違えば日本海を死の海にしかねない問題として、米ソ両国の力の均衡に立った軍拡競争、パワーゲームに組み込まれることの危険性を改めて明らかにいたしました。また、ベトナム戦争で活動した謀略部隊グリーンベリーの再配備を政府が容認したことは、沖縄県民を初めとする国民の憤激を呼んでおります。

反対の第二の理由は、本予算案のめたらすものが、富める者はますます富み、貧しい者はますます貧しくなるという国民諸階層の格差の増大であるからであります。

政府が鳴り物入りで宣伝した所得税減税は、その規模が極めて小さい上に、最低税率を引き上げ、逆に最高税率は五％も引き下げるといふ露骨な金持ち減税と言わねばなりません。しかもその減取分は、酒税、物品税等の大衆増税によって補てんするという二重三重に許しがたいものであります。さらに、消費者米価など公共料金値上げに健康保険本人十割給付の廃止、児童扶養手当の切り下げ等々が加重されまして、低所得者層は減税

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号

昭和五十九年度一般会計予算外二件

どころか大幅な負担増であります。

総理の言われる「戦後三十八年営々とした努力によつてもたらされた我が国の歴史上どの時代にも実現し得なかつた多数の国民が浴する現代文明の恩恵」なるものの実体がこれであるなら、余りにも国民を愚弄するものと言わなければなりません。

反対の第三の理由は、本予算案が財政破綻を促進するものにはかならないからであります。

現在のこの深刻な財政危機は、後は野となれ山となれ式の国債大量発行で行つた大企業奉仕の景気対策の結果そのものであるにもかかわらず、政府はこの危機を赤字国債の借りかえで乗り切ろうとする無策ぶりであり、それどころか、政府が提出しました「財政の中期展望」は、財政破綻をことごとく推し進め、大増税以外に選択の余地がないといふところまで国民を追い詰めるやうな意図をあからさまにしたといふ以外に言ひようのない無責任なものであります。

反対の第四の理由は、巨額の浪費を放置したままで、民間活力の導入と称して新たな大企業奉仕をたくらんでいることでもあります。

政府は、むつ小川原開発を始め数々のむだ遣いに何らメスを入れないこと、今度は国民の共有財産である貴重な国有地を提供するなど、もつてのほかであります。総理の言う民間活力の発揮とは、財政に寄生し、財政を破綻に追い込む一方で、身動きできないほど肥えた大企業へ新たな利潤を保障するため、国民から一層搾り取ろうとするものであります。これは我が国経済のゆがみを極限にまで推し進めるものにはかなりまじめなものです。

今求められているのは、上位五十社で十六兆円にも上ると言われる内部留保を初め大企業の過剰蓄積を野放しにするのではなく、民主的コントロールを加えることにより、つり合いのとれた経済発展への端緒を切り開くことではないでしょうか。中曽根内閣の選択は、日本経済再建に逆行

し、国民に過酷な負担を強いる最悪のものであると思ひます。

そして、中曽根内閣は、この悪政を遂行するため金権腐敗構造の温存と民主主義破壊の新たな攻撃を強行しようとしております。総選挙後あれほど声高に言明した田中元首相の影響の排除どころか、明らかにこれに逆行する動きがあります。我が党は断じてこれを認めることはできません。国会の当面の重大な責務は、衆議院に我が党が提案している田中辞職勧告決議案を審議、採択するなど、ロッキード問題にきつぱりけじめをつけ、また予算委員会でも我が党が要求いたしました二階堂氏の証人喚問など、真相の徹底的解明を行うこととあります。

さらに、ロッキード事件を契機として政治倫理確立のために設置された衆参両院の政倫協会の場で執拗に繰り返されていく政治勢力と少数党派の動きは、政治革新を目指す政治勢力と少数党派の排除を目的とし、憲法の民主的規定を真つ向から踏みにじるものでありまして、断じて許せるものではありません。

私は、中曽根内閣のこのような反国民的路線は国民の厳しい批判の前に必ずや破綻せざるを得ないであろう、このことを厳しく指摘し、反対討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(木村睦男君) 柄谷道一君。

〔柄谷道一君登壇、拍手〕
○柄谷道一君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題になりました昭和五十九年度一般会計予算外二案に対し、一括して反対の討論を行います。

五十九年度予算について国民が中曽根内閣に求めたものは、第一に、国民の重税感、税に対する不公平感を解消すること。第二に、速やかな内需主導型の景気回復を実現し、国民生活の安定を図ること。第三に、国家的課題である財政再建に向けて着実な第一歩を踏み出すこと。第四に、臨調答申にのっとり国、地方を通じた行財政改革

を断行すること。そして第五に、行革中といえども福祉の計画的向上を図ることの五点であつたと私は考えるのであります。

中曽根総理は、昨年十二月のさなか五十九年度予算編成に関する十項目の構想を発表されましたが、この中には、ただいま申し上げました五点についての総理の考えがそれなりに示されております。しかし、提出された政府予算案は、その国民への公約をことごとく破り、国民の期待を大きく裏切つたものであり、国民に大きな失望と政治への不信感を与えたものと言わざるを得ません。とりわけ、増税を行わないとの公約にもかかわらず、減税財源確保の名のもとに、減税総額を上回る国、地方合わせて約一兆三千億円の増税を強行しようとしていることは、最大の公約違反であります。これが、我が党が政府予算案に反対する第一の理由であります。

減税との抱き合わせであれば、酒税、物品税、自動車関係諸税などの大衆増税並びに法人税、石油税などの企業課税の強化を行つても増税ではないとの中曽根内閣流の解釈は、良識ある一般の国民には到底理解できない詭弁であり、これにより中曽根内閣の増税なき財政再建という最大の公約は大きく崩れ去つたと断ぜざるを得ません。財政は大きく崩れ去つたと断ぜざるを得ません。財政は、国民の理解と協力が十分得られるような、信頼に足る政治姿勢が何よりも肝要であることに政府は深く思いをいたすべきであります。五十九年度予算を契機として、政府が今後一層増税による財政再建路線へと突入していかぬよう、我が党は政府に対して強く警告するものであります。

同時に、国民の切実な要求であつた所得減税の実施に至るまでの対応に見られるような、常に後手後手の姿勢を政府が早急に改め、今や急務となつていくパート減税の拡充、内職者、単身赴任者に対する税制上の優遇措置、教育費減税の創設などに速やかに着手されますよう強く求めます。反対する第二の理由は、公共事業の適切な確保

を図り、民間活力を最大限に発揮させることによつて高目の成長を期するとの公約にもかかわらず、政府が公共事業関係費を削減するなど、既にその破綻が立証された縮小均衡型経済運営をなおも踏襲しようとしていることとあります。

政府は、政府自身がその拡大を期待している民間設備投資に対して、法人税率の引き上げや投資減税の圧縮などにより水を差すばかりでなく、個人消費に対しては減税効果を増税で相殺し、公共料金、軒並み引き上げや福祉の後退により国民生活を圧迫し、むしろ消費意欲を減退させる措置を講じているのであります。このような経済運営によつては速やかな景気回復も雇用情勢の改善も望めず、税収は依然伸び悩みを続け、ひいては財政再建の遅延が早晩大増税を不可避とすることは必至であり、到底容認できません。我が党は、我が国経済の潜在成長力の顕在化と増税なき財政再建の達成のため、早急に拡大均衡型経済運営への転換を図るよう強く求めます。

反対する第三の理由は、財政再建についての国民の理解や合意を得るべく、その具体的手順と方策の明示及び簡潔でわかりやすい資料の提供を求めた臨調答申に全く反していることとあります。政府が、五十九年度赤字国債減額を五千二百五十億円にとどめ、昨年度政府公約としたばかりの昭和六十五年赤字国債削減のための約一兆円の減額を放棄したことは、政府の財政再建にかける熱意と公約履行に対する責任感が全く欠如していることを物語るものであります。

また、我が党の再三にわたる要求にもかかわらず、大蔵省が「財政の中期展望」の主要経費別内訳などの財政再建を真剣に検討していく上での不可欠な基礎的資料の提出を、時には議員に不当な圧力をかけてまで強硬に拒否し続けたことは、憲法第六十二条に基づく国政調査権の観点からも、臨調答申が求めた情報公開の観点からもゆゆしきことであり、極めて遺憾であります。この点について政府、特に大蔵省の猛省を促すとともに、政府に

対し、今後の財政再建に向けての具体策と建設的な財政論議のために必要な諸資料を早急に国民の前に明らかにするよう強く求めます。

反対する第四の理由は、中曽根総理の答弁とは逆に、臨調答申に沿った行政改革の断行が極めて不十分なものととらえていることとあります。

我が党が、行革与党の立場から、かねてより退職者不補充措置の拡大による公務員定数の約一万七千人削減、特殊法人に対する補助金の削減、地方公務員給与適正化法の制定、貸倒引当金等の見直しなどの具体策を示し、その実現を強く求めてきたにもかかわらず、政府がこれを軽視したことは遺憾であります。

また、政府が臨調答申の指摘に反して、国債費の定率繰り入れ等の停止、住宅金融公庫の利子補給金の財投借入れ、住宅・都市整備公団補給金の予算計上見送りなどの財政技術的措置による表面的な歳出抑制を五十九年度においても再び行うとしていることは、臨調答申の精神にもとる小手先の手法と言ふべきであります。このような一時的な、いわば緊急避難的な措置は、財政体質改善の見地からは何の意味もないばかりか、むしろ財政の実態を国民の目から隠すという意味で極めて問題であります。制度の根本的改革につながらない実質的な赤字国債の発行は今後行わず、既往の措置は早急に解消するよう求めます。

反対する第五の理由は、政府が行革の名のもとに、社会保障の理念や展望を明らかにしないままに健康保険制度の改悪など福祉後退を図っていることとあります。

我が国の憲法は、その第二十五条において、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を国民に保障し、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に対する国の責務を明確に定めております。我が党は、この憲法の規定に基づき、国民のニーズにこたえた公正かつ高水準な社会保障制度の確立を強く求めてまいりました。しかるに、政

府が医療保険改革の中期展望とその具体的プログラムを何ら示すことなく、単に与えられたマイナスイメージに振りまわされ、国民合意も得られないまま一方的に本人給付率の削減を図り、患者のみ負担を強いようとしていることは断じて容認できません。

このような見地から、我が党が本人給付率の削減撤回、高額療養費自己負担限度額の抜本的見直し、国庫負担の導入による退職者医療制度の創設などを政府に強く求めてきたにもかかわらず、政府が今日に至るまでこれらの要求こたえようとしなかったことは極めて遺憾であります。我が党は、国民の福祉を断固守るべく、今後健保改悪を阻止するため全力を傾注する決意であることを特に強調しておきたいと思ひます。

最後に、五十九年度予算は、昨年末の総選挙のありを受けて越年編成となり、当初から暫定予算不可避かとさやかれていたにもかかわらず、中曽根総理が三月下旬に一方的に訪中日程を組み、参議院における予算審議を必要以上におくらせた上に、それでもなお暫定予算を組まずに済ませようとしたことは、余りにも財政民主主義と参議院の権威を軽視したものであります。今後はかかる事態を繰り返さぬよう中曽根総理に猛省を促し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより三案を一括して採決いたします。
表決は記名投票をもって行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。
議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。
〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○議長(木村睦男君) 投票漏れはございません

か。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

○議長(木村睦男君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕
○議長(木村睦男君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四票
白色票 百三十一票
青色票 百三票
よって、三案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

安孫子藤吉君 井上 吉夫君
井上 孝君 井上 裕君
伊江 朝雄君 岩動 道行君
石井 一二君 石本 茂君
板垣 正君 岩上 二郎君
岩崎 純三君 岩本 政光君
上田 稔君 植木 光教君
浦田 勝君 江島 淳君
遠藤 要君 遠藤 政夫君
大河原太一郎君 大木 浩君
大島 友治君 大城 眞順君
大瀧 淑子君 大坪健一郎君
岡野 裕君 岡田 広君
沖 外夫君 岡部 三郎君
加藤 武徳君 長田 裕二君
金丸 三三君 海江田鶴造君
梶木 又三君 梶原 清君
亀井 久興君 上條 勝久君
川原新次郎君 北 修二君
工藤万砂美君 熊谷太三郎君
倉田 寛之君 蔵内 修治君

源田 実君 小島 静馬君
小林 国司君 古賀雷四郎君
後藤 正夫君 佐々木 満君
佐藤栄佐久君 斎藤栄三郎君
斎藤 十朗君 坂野 重信君
坂元 親男君 沢田 一精君
山東 昭子君 志村 愛子君
志村 哲良君 鳴崎 均君
下条進一郎君 杉元 恒雄君
杉山 令肇君 鈴木 省吾君
世耕 政隆君 関口 恵造君
曾根田郁夫君 田沢 智治君
田代由紀男君 田中 正巳君
高木 正明君 高平 公友君
竹内 潔君 竹山 裕君
谷川 寛三君 出口 廣光君
徳永 正利君 名尾 良孝君
内藤 健君 中西 一郎君
中村 太郎君 中山 太郎君
仲川 幸男君 夏目 忠雄君
成相 善十君 西村 尚治君
長谷川 信君 桑野 章君
初村滝一郎君 鳩山威一郎君
林 健太郎君 林 寛子君
原 文兵衛君 松垣徳太郎君
平井 卓志君 福岡日出磨君
福田 宏一君 藤井 孝男君
藤田 裕久君 藤田 栄君
藤田 正明君 藤野 賢二君
降矢 敬義君 堀江 長治君
堀内 俊夫君 堀田 勲男君
真鍋 賢二君 増田 盛君
増岡 康治君 松浦 功君
松岡清男君 松尾 官平君
宮澤 弘君 水谷 力君
宮田 輝君 宮島 澁君
最上 進君 村上 正邦君
森下 泰君

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二件

森山 眞弓君
安井 謙君
柳川 覺治君
山内 一郎君
吉川 博君
吉村 眞事君

矢野俊比古君
安田 隆明君
山崎 龍男君
山本 富雄君
吉川 芳男君

反対者(青色票)氏名

青木 薪次君
穂山 篤君
稻村 稔夫君
小野 明君
大森 昭君
粕谷 照美君
久保 巨君
小山 一平君
志苦 裕君
鈴木 和美君
高杉 勉忠君
寺田 熊雄君
野田 哲君
松前 達郎君
丸谷 金保君
村田 秀三君
本岡 昭次君
矢田部 理君
安永 英雄君
和田 静夫君
大川 清幸君
刈田 貞子君
桑名 義治君
白木 義一郎君
田代 富士男君
高木 健太郎君
鶴岡 洋君
中野 明君
二宮 文造君
原田 立君

百三名

秋山 長造君
糸久八重子君
上野 雄文君
大木 正吾君
堀原 敬義君
片山 甚市君
小柳 勇君
佐藤 三吾君
菅野 久光君
瀬谷 英行君
竹田 四郎君
中村 哲君
福岡 知之君
松本 英一君
村沢 牧君
目黒今朝次郎君
八百板 正君
安恒 良一君
山田 謙君
飯田 忠雄君
太田 淳夫君
黒柳 明君
堀出 啓典君
鈴木 一弘君
多田 省吾君
高桑 栄松君
中西 珠子君
中野 鉄造君
服部 信吾君
伏見 康治君

藤原 房雄君
峯山 昭範君
和田 教美君
上田耕一郎君
神谷信之助君
佐藤 昭夫君
立木 洋君
橋本 敦君
山中 郁子君
井上 計君
柄谷 道一君
小西 博行君
関 嘉彦君
中村 鋭一君
藤井 恒男君
青木 茂君
木本平八郎君
下村 泰君
前島英三郎君
田 英夫君
阿貝根 登君
山田耕三郎君
三木 忠雄君
矢原 秀男君
市川 正一君
小笠原貞子君
近藤 忠孝君
下田 京子君
内藤 功君
安武 洋子君
吉川 春子君
伊藤 郁男君
栗林 卓司君
三治 重信君
田淵 哲也君
坂山 映子君
柳澤 鍊造君
青島 幸男君
喜屋武真榮君
秦 豊君
美濃部亮吉君
野末 陳平君
中山 千夏君

○議長(木村睦男君) 日程第一 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案

日程第二 物品税法の一部を改正する法律案
日程第三 石油税法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長伊江朝雄君。

審査報告書

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきもの

と議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十九年四月六日 大蔵委員長 伊江 朝雄
参議院議長 木村 睦男殿

附則第一条中「昭和五十九年四月一日」を「公布の日」に、「同年五月一日」を「昭和五十九年五月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、酒税の従量税率を引き上げるほか、清酒等に対する従量税率のアルコール分減算の下限アルコール分を引き下げる等所要の規定の整備を行うとともに、清酒製造業の経営基盤の安定及び酒税の確保に資するため酒造組合中央会の事業の範囲等について所要の改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日については、別紙のとおり修正を行つた。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

費用

本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十九年度約三千二百億円である。
なお、昭和五十九年度一般会計予算において、清酒製造業安定対策費として十億円を計上している。

附帯決議

政府は、次の事項について配慮すべきである。
一、酒類の消費の実態等を踏まえ、酒類間の税負担のあり方、級別制度等、酒税制度に係る問題について引き続き検討し、あわせて酒質の一層の向上を図るための方策を検討すること。
二、酒税法改正に伴い、財政物資としての酒類の特性に配慮し、その正常な取引を確保するため、必要に応じ所要の措置を講ずるよう努めること。

こと。
三、清酒が伝統ある民族酒であることにかんがみ、清酒製造業とくに中小製造業に対し、原料米価格の安定を含め、指導・育成に努めるとともに、その基本的振興対策について引き続き検討すること。

四、物品税の基本的性格及び最近における消費の実態等を踏まえ、課税範囲、税率のバランス等に配慮し、その課税のあり方についてさらに検討すること。
五、石油関係の税制が複雑になつてゐるので、そのあり方について社会経済情勢等の推移に即応しつつ、使途を含め幅広い観点から検討すること。

六、わが国経済・国民生活にとつてエネルギーコスト低減が重要な政策目標であることに十分留意すること。
右決議する。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十九年三月二十七日 衆議院議長 福永 健司
参議院議長 木村 睦男殿

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案
酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(酒税法の一部改正)

第一条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第二十二條第一項第一号イ中「十六度」を「十五度」に、「十七度」を「十六度」に、「五十万九千三百円」を「五十七万六千円」に、「三

万千八百四十円」を「三万八千四十円」に、「十度」を「八度」に、「三十一万八千二百六十円」を「三十万四千三百二十円」に改め、同号ロ中を「十五・五度」を「十五度」に、「十六・五度」を「十六度」に、「二十四万五千二百円」を「二十七万九千五百円」に、「一万五千八百二十円」を「一万八千六百四十円」に、「十度」を「八度」に、「十五万二千八十円」を「十四万九千二十円」に改め、同号ハ中「九万四千円」を「十万七千九百円」に、「六千二百七十円」を「七千二百円」に、「十度」を「八度」に、「六万二千六百五十円」を「五万七千五百円」に改め、同項第二号中「六万八千四百円」を「八万六千六百円」に、「四千五百六十円」を「五千四百四十円」に、「十度」を「八度」に、「四万五千六百円」を「四万三千五百二十円」に改め、同項第三号イ(1)中「五万八千五百円」を「七万八千六百円」に改め、同号イ(2)中「五万八千五百円」を「七万八千六百円」に、「三千二百七十円」を「四千四百円」に改め、同号イ(3)中「七万四千八百五十円」を「十万六千六百円」に、「一万二千四百六十円」を「一万六千八百十円」に改め、同号イ(4)中「五万八千五百円」を「七万八千六百円」からアルコール分が二十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに四千四百円を引いた金額」に改め、同号イ(5)中「四万二千二百円」を「五万六千六百円」に改め、同号ロ(1)中「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同号ロ(2)中「四万九百円」を「五万九百円」に、「二千三百十円」を「二千八百四十円」に改め、同号ロ(3)中「三十六度未満」を削り、「五万二千四百五十円」を「六万五千百円」に、「八千三百十円」を「一万九百九十円」に改め、同号ロ(4)及び(5)を削り、同号ロ(6)中「四万九百円」を「五万九百円」からアルコール分が二十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。)ごとに二千八百四十円を引いた金額」に改め、同号ロ(6)を

同号口(4)とし、同号口(巾)中「二万九千五百円」を「三万六千七百円」に改め、同号口(巾)を同号口(5)とし、同項第四号中「十度」を「八度」に、「五万二千四百十円」を「四万千六百十円」に、「二万八千八百二十円」を「二万三千四十円」に改め、同項第五号中「二十万百円」を「二十三万九千百円」に改め、同項第六号中「十一万八千八百円」を「十五万九千八百円」に、「四万四千九百円」を「六万四百円」に、「三万七千円」を「四万九千七百円」に、「九万五百円」を「十一万七千三百円」に、「七千五百五十円」を「九千七百八十円」に改め、同項第七号中「百七十五万五千三百円」を「二百九万八千四百円」に、「三万七千七百八十円」を「四万五千六百六十円」に、「八十一万八百円」を「百一萬四千四百円」に、「三万五千八百八十円」を「四万四千七百六十円」に、「二十二万八千四百円」を「二十九万六千二百円」に、「二万七千七百九十円」を「三万六千四十円」に改め、同項第八号中「二十二万八千四百円」を「二十九万六千二百円」に、「二万七千七百九十円」を「三万六千四十円」に、「八十一万八百円」を「百一萬四千四百円」に、「三万五千八百八十円」を「四万四千七百六十円」に、「百七十五万五千三百円」を「二百九万八千四百円」に、「三万七千七百八十円」を「四万五千六百六十円」に、「二十七万九千三百円」を「三十六万千八百円」に、「七千五百五十円」を「九千七百八十円」に改め、同項第九号中「二十八万三千円」を「三十六万七千円」に、「二万八千八百七十円」を「二万四千四百七十円」に、「九万五百円」を「十一万七千三百円」に、「七千五百五十円」を「九千七百八十円」に改め、同項第十号中「二十万百円」を「二十三万九千百円」に、「十三万七千七百円」を「十六万四千五百円」に、「七万五千三百円」を「八万九千九百円」に、「二十九万四千三百円」を「三十八万三千三百円」に、「十度」を「八度」に、「五万二千四百十円」を「四万千六百十円」に、

「九万五百円」を「十一万七千三百円」に、「七千五百五十円」を「九千七百八十円」に改め、同条第二項中「九千三百円」を「一万二千元」に改め、同条第三項の表中清酒及び合成清酒の「項を削り、同表のしやうちゆうの項中「五万八千五百円」を「七万八千六百円」に、「四万九百円」を「五万九百円」に改め、同表中みりんの項を削り、同表の果実酒類の項中「十二万八千八百円」を「十五万九千八百円」に、「九万五百円」を「十一万七千三百円」に改め、同表の

ウイスキー類の項中「百七十五万五千三百円」を「二百九万八千八百円」に、「八十一万八千八百円」を「百一萬千四百円」に、「二十二万八千四百円」を「二十九万六千二百円」に改め、同表の「スピリッツ類の項中「二十二万八千四百円」を「二十九万六千二百円」に、「二十七万九千三百円」を「三十六万八千八百円」に改め、同表の「リキール類の項中「九万五百円」を「十一万七千三百円」に改め、同表の雑酒の項を次のように改める。

雑酒	その他の雑酒	第一項第十号ハ(2)に掲げる酒類に該当するもの	十二度	十一万七千三百円
----	--------	-------------------------	-----	----------

第二十二條第四項中「9,300円」を「12,000円」に改める。

第二十九条の二を削る。

第六十条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

(清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部改正)

第二条 清酒製造業の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「酒税法及び清酒製造業の安

（昭和五十三年法律第三十一号）の施行の日から昭和五十六年十一月三十日まで」を「昭和五十九年七月一日から昭和六十四年十一月三十日まで」に改める。

第六條の次に次の一條を加える。

(近代化事業基金)
第六条の二 中央会は、第三条第三号に掲げる事業（これに附帯する事業を含む。）の運営に必要な経費の財源をその運用によつて得るため、近代化事業基金を設けることができる。

2 国は、予算の範囲内において、中央会に対し、政令で定めるところにより、前項に規定

する近代化事業基金に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

附
則

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から

施行する。ただし、第一条中酒税法第二十二條の改正規定並びに附則第三條から第五條まで、

第七條及び第八條の規定は、同年五月一日から施行する。

(一般的経過措置)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、昭和五十九年五月一日（以下「指定日」とい

う。）前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

（未納税移出等に係る経過措置）

第三条 指定日前に酒類の製造場から移出された

酒類（改正後の酒税法以下「新法」という。）の税率により算出した場合の酒税額が改正前の酒税法（以下「旧法」という。）の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。）で、酒税法第二十八条第三項（同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二件

二八二

係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。について、当該各号に掲げる日までに同法第二十八条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第四条 次の表の土欄に掲げる法律の規定により

免除の規定	追徴の規定
酒税法第二十八条の二第一項	同法第二十八条の二第六項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一條第一項	同法第二十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する同法第二項、第十四条第三項、第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)第四条において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

(手持品課税)

第五条 指定日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において所持する酒類のうち、新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものを所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所所持する場合に於ては、その合計数量)が二キロリットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を指

酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた酒類(新法の税率により算出した場合の酒税額が旧法の税率により算出した場合の酒税額を超えることとなるものに限る。以下この条において同じ。)について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法の税率とする。

3 第一項の場合においては、新法の税率により算出した場合の酒税額と旧法の税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税額を、昭和五十九年六月から同年十月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒税の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額(第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額)に相当する金額に係る控除額に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該酒類で酒類販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。)

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合(罰則に係る経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関税率法の一部改正)

第七条 関税率法の一部を次のように改正する。

別表の付表簡易税率表第一号の品名欄中「八五〇円」を「一、〇五〇円」に、「九五〇円」を「一、一五〇円」に、「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同号の税率欄中「二、二〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、四九〇円」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第八条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第五暫定簡易税率表の品名欄中「八五〇円」を「一、〇五〇円」に、「九五〇円」を「一、一五〇円」に、「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表の税率欄中「二、〇〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「一、八〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「二、〇八円」を「二、四七円」に改める。

審査報告書

物品税法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月六日

大蔵委員長 伊江 朝雄
参議院議長 木村 睦男殿

附則第一条中「昭和五十九年四月一日」を「公布の日」に、「同年五月一日」を「昭和五十九年五月一日」に改める。

附則第四条中「昭和五十九年四月一日」を「この法律の施行の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における厳しい財政事情等にかえりみ、今次の税制改正の一環として、録音用又は録画用の磁気テープ等を新たに物品税の課税対象に加えるとともに小型普通乗用四輪自動車等に対する税率の引上げ等を行うほか、納税手続を簡素化する等所要の規定の整備を行うと認めるものであつて、おおむね妥当な措置と認めるが、施行期日については、別紙のとおり修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律案施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十九年度約三百四十億円（租税特別措置法改正を含めた物品税全体で約三百五十億円）である。

附帯決議

政府は、次の事項について配慮すべきである。
一、酒類の消費の実態等を踏まえ、酒類間の税負担のあり方、級別制度等、酒税制度に係る問題について引き続き検討し、あわせて酒質の一層の向上を図るための方策を検討すること。

昭和五十九年四月十日 参議院会議録第十一号

二、酒税法改正に伴い、財政物資としての酒類の特性に配慮し、その正常な取引を確保するため、必要に応じ所要の措置を講ずるよう努めること。

三、清酒に伝統ある民族酒であることにかんがみ、清酒製造業、とくに中小製造業に対し、原料米価格の安定を含め、指導・育成に努めるとともに、その基本的振興対策について引き続き検討すること。

四、物品税の基本的性格及び最近における消費の実態等を踏まえ、課税範囲、税率のバランス等に配慮し、その課税のあり方についてさらに検討すること。

五、石油関係の税制が複雑になっているので、そのあり方について社会経済情勢等の推移に即応しつつ、使途を含め幅広い観点から検討すること。

六、わが国経済・国民生活にとつてエネルギーコスト低減が重要な政策目標であることに十分配慮すること。

右決議する。

物品税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年三月二十七日

衆議院議長 福永 健司
参議院議長 木村 睦男殿

物品税法の一部を改正する法律案
物品税法の一部を改正する法律案

物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「場合を除く」を「場合及び当該製造場において製造される第二種の物品の品質又は性能の検査のため政令で定める第二種の物品が使用され、又は消費された場合を除く」に改め

る。

第八条の二を次のように改める。

（第二種の物品の製造に係る製造場等とみなす場合等）

第八条の二 第二種の物品の製造場を二以上有する当該物品の製造者が政令で定めるところにより第二種の物品の品名ごとに当該製造者の第二種の物品の製造場につき国税庁長官の承認を受けた場合において、当該製造者が、その製造した第二種の課税物品で当該製造場以外の当該製造者の第二種の物品の製造場とみなすもの、当該製造場へ移入したときは、当該移入のために他の製造場からの移出につき第十七条第一項の規定の適用がある場合を除き、当該移入をした第二種の課税物品については、当該移入をした場所を当該物品の製造に係る製造場とみなし、当該移入を当該物品の製造に係る製造場への戻入れとみなす。

2 前項の承認を受けた第二種の物品の製造者が、当該承認を受けていない第二種の物品の製造場（当該物品の製造者の製造した第二種の物品の管理及び保管をするための蔵置場を含む。）につき、政令で定めるところにより、当該承認を受けた第二種の物品の品名ごとに当該製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該製造場は同項に規定する国税庁長官の承認を受けた製造場とみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項又は前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者又は当該申請に係る第二種の物品若しくは第二種の物品の製造場につき物品税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官又は税務署長は、その承認を与えないことができる。

4 国税庁長官又は税務署長は、第一項又は第二項の承認を受けた者について物品税の保全上不適当と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。

5 第一項又は第二項の承認を受けた者は、第一項の規定の適用を受ける必要がなくなつたときは、政令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を国税庁長官又は第二項の承認をした税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その承認は、その効力を失ふものとする。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項又は第二項の規定に該当する場合を除き、第二種の課税物品に該当する磁気映像プレーヤー用のレコードその他の政令で定める物品の製造者が、他の者からの委託を受けて製造を行う当該物品のうち、当該委託を受けた者（当該委託をした者が他の者から委託を受けた者である場合には、最初の委託をした者をいう。）により販売、賃貸その他これらに類する取引に供されないものとして政令で定めるものについては、この法律を適用しない。

5 第二項の規定に該当する場合を除き、第二種の課税物品に該当する磁気映像プレーヤー用のレコードその他の政令で定める物品の製造者が、他の者からの委託を受けて製造を行う当該物品のうち、当該委託を受けた者（当該委託をした者が他の者から委託を受けた者である場合には、最初の委託をした者をいう。）により販売、賃貸その他これらに類する取引に供されないものとして政令で定めるものについては、この法律（第七條、第八條、第三十五條、第三十六條、第三十七條第二号及び第四十一條並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用しない。

第十七條の次に次の一條を加える。
（未納税移出に関する特例）
第十七條の二 前条第一項の規定に該当する第二種の課税物品の移出をした同項各号に掲げる場所が、次の各号に掲げる場所に該当する場合において、同項の移出をした第二種の物品の製造者が、当該物品につき、当該移出をした日の属する月分の第二十九條第二項の規定による申告

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二件

二八四

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

(第二種の物品の製造に係る製造場等とみなす場合の承認に係る経過措置)
 第三条 改正前の物品税法(以下「旧法」という。)第八条の二の規定による承認を受けている第二種の物品の製造者については、当該製造者の製造に係る第二種の物品は改正後の物品税法(以下「新法」という。)第八条の二第一項の国税庁長官の承認を受けた品名に属する物品と、当該製造者の第二種の物品の製造場は同項の第二種の物品の品名ごとに国税庁長官の承認を受けた第二種の物品の製造場と、旧法第八条の二の税務署長の承認を受けている蔵置場は新法第八条の二第二項の税務署長の承認を受けた第二種の物品の製造場とみなす。

(暫定的非課税)

第四条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、昭和五十九年四月一日(附則第七条において「施行日」という。)から同表の期日欄に掲げる日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、物品税を課さない。

物 品 名	期 日
1 新法別表(以下「新別表」という。)第二種第八号に掲げる物品のうち、ばちこ機の遊技盤面及び遊技玉若しくはメダルの送り出し機構又は遊技盤面を含む部分品ユニット並びにサーフボード	昭和五十九年九月三〇日
2 新別表第二種第八号に掲げる物品のうち、セーリングボード	昭和五十九年九月三〇日
3 新別表第二種第八号に掲げる物品	昭和五十九年九月三〇日
4 新別表第二種第九号に掲げる物品のうち、電磁調理器	昭和六一年九月三〇日
5 新別表第二種第九号に掲げる物品(旧法別表(以下「旧別表」という。)第二種第九号に掲げる電気洗たく機のうち、旧法において課税物品に該当することとされていたものを除く。)	昭和五十九年九月三〇日
6 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、円盤式映像プレーヤー	昭和六一年九月三〇日
7 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、衛星放送受信用として政令で定めるもの	昭和六三年三月三十一日
8 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、デジタル式の音声再生機(アンサンブル式のデジタル式音声再生機用レコード演奏装置を含む。)及び音声再生機用レコードのプレーヤー	昭和六一年九月三〇日
9 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、旧別表第二種第一〇号に掲げる物品に該当しないもの	昭和五十九年九月三〇日
10 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、デジタル式の音声再生機用のレコード	昭和六一年九月三〇日
11 新別表第二種第一〇号に掲げる物品	昭和六一年九月三〇日
12 新別表第二種第一〇号に掲げる物品	昭和五十九年九月三〇日

(税率の暫定的軽減)

第五条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに課されるべき物品税の税率は、新別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の税率欄に掲げる税率とする。

物 品 名	期 間	税 率
1 新別表第二種第七号に掲げる物品	昭和五十九年五月一日から昭和五十九年九月三〇日まで	一七・五%
2 前条の表の物品名欄1に掲げる物品	昭和五十九年一月一日から昭和六〇年九月三〇日まで	一〇%
3 前条の表の物品名欄2、3及び12に掲げる物品	昭和六〇年一月一日から昭和六一年九月三〇日まで	一五%
4 前条の表の物品名欄4、6、8及び10に掲げる物品	昭和六一年一月一日から昭和六二年九月三〇日まで	五%
5 附則第九条第一項第三号に掲げる物品	昭和六二年一月一日から昭和六三年九月三〇日まで	一〇%
6 前条の表の物品名欄7に掲げる物品	昭和六三年四月一日から昭和六四年三月三十一日まで	七・五%
7 前条の表の物品名欄9及び15に掲げる物品	昭和五十九年一月一日から昭和六〇年九月三〇日まで	五%
8 前条の表の物品名欄11に掲げる物品	昭和六一年一月一日から昭和六二年九月三〇日まで	一〇%
9 前条の表の物品名欄11に掲げる物品	昭和六二年九月三〇日まで	五%

(軽減税率適用物品等の免税移出等に係る経過措置)

第六条 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二條第三項及び第二十六條第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第八十八條の二第三項の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限がその移出に係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に到来するものに限る。)について、当該期限まで

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二件

にこれらの規定に規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、当該期限の日当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとした場合に適用される税率とする。

2 前条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて同条の表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、その移出又は引取りに係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に次の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) 第十一條第一項	同法第二十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税定率法(明治四十二年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例(昭和二十七年法律第百一十一号)第九條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号) 第三條第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例(昭和二十七年法律第百一十一号)第九條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号) 第三條第一項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号) 第三條第一項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例(昭和二十七年法律第百一十二号)第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号) 第三條第一項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百一十二号) 第二條

3 前二項の規定は、次に掲げる物品で、昭和五十九年五月一日(以下「指定日」という。)前にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたものについて準用する。この場合において、第一項中「その移出に係る日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあり、及び前項中「その移出又は引取りに係る日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあるのは、第一号に掲げる物品については「前条の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了の日の翌日」と、第二号に掲げる物品については「指定日」と、それぞれ読み替へるものとする。

一 前条の表の物品名欄1に掲げる物品

二 新別表第二種第七号2、4、5及び8に掲げる物品

(未納税移出に関する特例に係る経過措置)

第七條 新法第十七條の二第一項の規定の適用(同項第一号に掲げる場所に係るものに限る。)

は、施行日以後に物品税法第十七條第一項の移出をした第二種の課税物品について行い、施行日前に同項の移出をした第二種の課税物品については、なお従前の例による。

(輸出免税を受けた軽減税率適用物品等の用途外使用に係る経過措置)

第八條 附則第五條の表の物品名欄に掲げる物品のうち、次の各号に掲げるもので同表の期間欄に掲げる期間内に購入され、又は引き取られたものについて、その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に当該各号に定める法律の規定に該当することとなつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、それぞれその該当することとなつた日に当該物品をその製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取つたものとした場合に適用される税率とする。

一 物品税法第二十條第六項に規定する輸出品品販売場において同条第一項に規定する非居住者によつて同項に規定する方法により購入

された課税物品 同条第三項本文又は第五項本文

二 物品税法第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十四條第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けて購入され、又は引き取られた課税物品 同法第二十二條第六項本文(同法第二十三條第四項及び第二十四條第四項において準用する場合を含む。)

三 租税特別措置法第八十八條の二第一項に規定する機関において同項に規定する方法により購入された課税物品 同条第五項において準用する物品税法第二十條第三項本文又は第五項本文

2 前項の規定は、附則第六條第三項各号に掲げる物品で、指定日前に購入され、又は引き取られたものについて準用する。この場合において、前項中「その購入され又は引き取られた日の属する当該期間の終了の日の翌日」とあるのは、同条第三項第一号に掲げる物品については「附則第五條の表の期間欄に掲げる当該物品に係る期間の終了の日の翌日」と、同項第二号に掲げる物品については「指定日」と、それぞれ読み替へるものとする。

(営業開業申告に係る経過措置)

第九條 次の各号に掲げる物品を、当該各号に定める日において、同日前から引き続き製造する者は、物品税法第三十五條第二項前段の規定による申告については、同日から起算して一月以内、当該製造に係る物品名、その製造場の位置その他政令で定める事項を当該製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

一 附則第四條の表の物品名欄1から3まで並びに5、9、12、13及び15に掲げる物品のうち、課税物品に該当するもの 昭和五十九年十月一日

二 附則第四条の表の物品名欄4、6、8、10、11及び14に掲げる物品のうち、課税物品に該当するもの 昭和六十一年十月一日

三 新別表第二種第一〇号7に掲げる物品のうち、昭和六十一年十月一日以前においては、物品税法第九条の規定により物品税を課さないこととされているもので、同日以後同条の規定に該当しないこととなるもの 昭和六十一年十月一日

四 附則第四条の表の物品名欄7に掲げる物品
昭和六十三年四月一日

2 前項各号に掲げる物品について、当該各号に定める日において、同日前から引き続き物品を製造する旨を申告し、同項に規定する委託又は指示をすることにより当該物品の製造となされる行為をする者は、同法第三十五条第四項の規定による申告については、同日から起算して一月以内に、その製造とみなされる行為の内容その他政令で定める事項を当該物品の製造に係る製造場の所在地の所轄税務署長に書面で申告すれば足りるものとする。

3 物品税法第三十五条第二項前段又は第四項及

び同法第四十六条第二号の規定は、第一項又は前項に規定する者で第一項各号に掲げる物品の区分に依じ、当該各号に定められた日から起算して一月以内に同項の製造を廃止し、又は前項の行為をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

(手持品課税)

第十条 次の表の物品名欄に掲げる物品（課税物品に該当するものに限る。以下この条において同じ。）を、同表の期日欄に掲げる日において、その製造に係る製造場及び保税地域以外の場所（第五項の規定により製造場とみなされる場所を含む。）で販売のため所持する当該物品の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所でも所持する場合には、その合計数量）がそれぞれ同表の数量欄に掲げる数量以上であるときは、当該物品（同項の確認を受けて所持するものを除く。）については、その者が当該物品の製造者として当該物品をその日にその製造に係る製造場から移出したものとみなして、同表の税率欄に掲げる税率により物品税を課する。

物 品 名	期 日	数 量	税 率
新別表第二種第七号2に掲げる物品	指定日	三〇個	一%
附則第五条の表の物品名欄1に掲げる物品	昭和五九年一〇月一日	一五〇個	一%
新別表第二種第七号4に掲げる物品	指定日	四〇個	〇・五%
新別表第二種第七号5に掲げる物品	指定日	四〇個	〇・五%
新別表第二種第七号8に掲げる物品	指定日	四〇個	〇・五%
附則第四条の表の物品名欄1に掲げる物品	昭和五九年一〇月一日	二〇〇個	一〇%
	昭和六〇年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和六一年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五九年一〇月一日	一〇〇個	五%
	昭和六〇年一〇月一日	一〇〇個	五%

[illegible]

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号 酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二件

二八八

附則第四条の表の物品名欄9に掲げる物品のうち、ステレオ式のマイクロナミキサー	昭和五十九年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄10に掲げる物品	昭和六〇年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄10に掲げる物品	昭和六一年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄10に掲げる物品	昭和六二年一月一日	五、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄10に掲げる物品	昭和六三年一月一日	五、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄11に掲げる物品のうち、磁気映像プレーヤー用のレコード	昭和六一年一月一日	三、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄11に掲げる物品のうち、磁気映像プレーヤー用のレコード	昭和六二年一月一日	三、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄11に掲げる物品のうち、磁気映像プレーヤー用のレコード	昭和六一年一月一日	四、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄11に掲げる物品のうち、磁気映像プレーヤー用のレコード	昭和六二年一月一日	四、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄12に掲げる物品のうち、録音用の磁気テープ	昭和五十九年一月一日	三〇、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄12に掲げる物品のうち、録音用の磁気テープ	昭和六〇年一月一日	三〇、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄12に掲げる物品のうち、録音用の磁気テープ	昭和五十九年一月一日	七、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄12に掲げる物品のうち、録音用の磁気テープ	昭和六〇年一月一日	七、〇〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄13に掲げる物品のうち、グラフィックイコライザー	昭和五十九年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄13に掲げる物品のうち、グラフィックイコライザー	昭和五十九年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄13に掲げる物品のうち、グラフィックイコライザー	昭和五十九年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄13に掲げる物品のうち、グラフィックイコライザー	昭和五十九年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄14に掲げる物品	昭和六一年一月一日	一〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄14に掲げる物品	昭和六一年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄14に掲げる物品	昭和六〇年一月一日	二〇〇個	五%
附則第四条の表の物品名欄14に掲げる物品	昭和六一年一月一日	二〇〇個	五%

前項の規定による物品税額については、税務署長は、同項の表の期日欄に掲げる日の区分に応じ、その所轄区域内に所在する貯蔵場所にある同項の規定に該当する物品に係る物品税額を

合算し、当該合算した額の物品税を、それぞれ同表の期日欄に掲げる日の属する月の翌月の一日から起算して五月内の各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収

する。

3 第一項に規定する者は、その所持する物品で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該物品の品名並びに当該品名ごとの数量及び価額その他政令で定める事項を記載した申告書を、当該物品が同項の規定により製造場から移出されたものとみなされた日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場に戻し入れられた場合（物品税法第二十八条第三項の廃棄がされた場合を含む。）において、当該物品の製造者（第一項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう。）が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額に相当する金額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持する物品が輸出する目的その他政令で定める目的に充てるべきものであることにつき当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製

造した者とみなし、当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造に係る製造場とみなす。

（罰則に係る経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

石油税法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月六日

大蔵委員長 伊江 朝雄

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における厳しい財政事情及び原油価格の低下等にかえりみ、今後における石油及び石油代替エネルギー対策の財源確保の要請を考慮して、今次の税制改正の一環として、原油等に対する税率を引き上げるとともにガス状炭化水素を課税対象に加えるとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律施行に伴う租税の増収見込額は、昭和五十九年度約六百七十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について配慮すべきである。

一、酒類の消費の実態等を踏まえ、酒類間の税負担のあり方、級別制度等、酒税制度に係る問題について引き続き検討し、あわせて酒質の一層の向上を図るための方策を検討すること。

二、酒税法改正に伴い、財政物資としての酒類の特性に配慮し、その正常な取引を確保するため、必要に応じ所要の措置を講ずるよう努めること。

三、清酒が伝統ある民族酒であることにかんがみ、清酒製造業、とくに中小製造業に対し、原料米価格の安定を含め、指導・育成に努めるとともに、その基本的振興対策について引き続き検討すること。

四、物品税の基本的性格及び最近における消費の実態等を踏まえ、課税範囲、税率のバランス等に配慮し、その課税のあり方についてさらに検討すること。

五、石油関係の税制が複雑になっているので、そのあり方について社会経済情勢等の推移に即応しつつ、使途を含め幅広い観点から検討すること。

六、わが国経済・国民生活にとつてエネルギーコスト低減が重要な政策目標であることに十分配慮すること。

石油税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年三月二十七日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

石油税法の一部を改正する法律案

石油税法の一部を改正する法律

石油税法（昭和五十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 ガス状炭化水素 関税率法別表第二七・一ノに掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素（外国から本邦に到着したもの以外のものにあつては、採取されたものに限り）をいう。

第三条中「石油製品」の下に「並びにガス状炭化水素」を加える。

第四条第一項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加え、同条第二項中「又は石油製品」を「若しくは石油製品又はガス状炭化水素」に改める。

第五条第一項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加え、「（第十三条）」を「（第六条の二、第十三条）」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第六条第一項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加え、同条第二項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加え、「（第十三条）」を「（次条、第十三条）」に改め、第六条の次に次の一条を加える。

（適用除外）
第六条の二 ガス状炭化水素の採取者（法人を除く。）のうち、自己又は同居の親族の用に供するガス状炭化水素のみを採取するものには、当該ガス状炭化水素については、この法律（第二十条を除く。）を適用しない。

第七条第一項、第八条第一項第一号及び第二号並びに同条第二項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第九条中「百分の三・五」を「原油及び石油製品にあつては百分の四・七とし、ガス状炭化水素にあつては百分の一・二」に改める。

第十条第一項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定並びに第十一条第一項及び第二項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第十二条第一項及び第二項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を、「掲げる石油税額」の下に「の合計額」を加え、同条第四項から第七項までの規定中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第十三条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加え、同項第一号及び第二号中「原油」の下に「又はガス状炭化水素のそれぞれ」を加え、同項第三号中「第一号に掲げる」の下に「原油又はガス状炭化水素のそれぞれ」を加え、「前号に掲げる」の下に「当該原油又はガス状炭化水素のそれぞれ」を加え、同項第四号中「石油税額」の下に「及び当該石油税額の合計額」を加え、同項第六号及び第七号中「石油税額から」を「石油税額の合計額から」に改め、同条第三項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第十四条第一項第一号中「原油等」を「原油及び石油製品又はガス状炭化水素のそれぞれ」に改め、同項第二号中「石油税額」の下に「及び当該石油税額の合計額」を加え、同条第三項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

石油税額の合計額」を加え、同項第四号及び第五号中「石油税額から」を「石油税額の合計額から」に改める。

第十五条第二項第一号中「原油等」を「原油及び石油製品又はガス状炭化水素」に改め、「（除く。）」の下に「のそれぞれ」を加え、同項第二号中「石油税額」の下に「及び当該石油税額の合計額」を加え、同項第四号及び第五号中「石油税額から」を「石油税額の合計額から」に改める。

第十六条（見出しを含む。）及び第十八条第一項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第十九条第一項中「原油」を「原油若しくはガス状炭化水素の」に改める。

第二十条中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第二十一条中「販売業者」の下に「ガス状炭化水素の採取者」を加え、「原油」を「原油若しくはガス状炭化水素の」に改める。

第二十三条第二項中「原油」を「原油若しくはガス状炭化水素の」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条、第五条、第六条第二項、第八条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十三条の改正規定並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定は、昭和五十九年九月一日から施行する。

（一般的経過措置）

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、昭和五十九年九月一日（以下「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた石油

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の二部を改正する法律案外二件

二九〇

税については、なお従前の例による。

(免稅移出等に係る経過措置)

第三条 指定日前に原油の採取場から移出された原油で、石油税法第十条第三項(同法第十一条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限が指定日以後に到来するものに限る。)について、当該期限までに同法第十条第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油に係る石油税の

税率は、改正後の石油税法(以下「新法」という。)の税率とする。

2 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油税の免除を受けて指定日前に原油の採取場から移出された原油、又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品について、指定日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油又は石油製品に係る石油税の税率は、新法の税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号) 第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第二項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関税法(明治四十三年法律第五十四号)第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号) 第九十条の三第一項	同法第九十条の三第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号) 第十條の三第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第三項において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号) 第十條の三第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三條第三項において準用する場合を含む。)
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号) 第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号) 第七條(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四條において準用する場合を含む。)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

(引取りに係るガス状炭化水素についての課税標準及び税額の申告の特例)

第四条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号) 第六条の二第一項第一号(税額の確定の方式)に規定する申告納税方式が適用されるガス状炭化水素を保税地域から継続的に引き取る者として政令で定める者に該当する者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から指定日の前日までに、政令で定めるところにより、新法第十五条第一項に規定する国税庁長官の承認を受けることができる。

(採取の開廃等の申告に係る経過措置)

第五条 この法律の施行の際現にガス状炭化水素の採取をしている者は、指定日の前日までに、ガス状炭化水素の採取場ごとに、ガス状炭化水素の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場(新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

2 施行日前から引き続きガス状炭化水素の採取の委託をしている者で、新法第六条第一項の規定によりガス状炭化水素を採取したものとなされる者は、指定日の前日までに、ガス状炭化水素を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場(当該委託をする者が新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあ

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号) 第二条

つては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

3 前二項の申告をした者は、それぞれ、施行日において新法第二十条第一項前段又は第三項の規定による申告をした者とみなす。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する者で指定日の前日までに第一項の採取を廃止し、又は第二項の委託をしないこととなるものについては、適用しない。

5 施行日から指定日の前日までの間において新たにガス状炭化水素の採取をしようとする者は、新法第二十条第一項前段の規定による申告については、同項前段の規定にかかわらず、指定日の前日までに、ガス状炭化水素の採取場ごとに、ガス状炭化水素の採取場の位置その他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場(新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあつては、その承認を受けた場所)の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

6 施行日から指定日の前日までの間において新たにガス状炭化水素の採取の委託をしようとする者は、新法第二十条第三項の規定による申告については、同項の規定にかかわらず、指定日の前日までに、ガス状炭化水素を採取したものとみなされる委託の内容その他政令で定める事項を書面で当該ガス状炭化水素の採取場(当該委託をする者が新法第七条第一項ただし書の承認を受けている場合にあ

認を受けている場合にあっては、その承認を受けた場所の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

7 第一項、第二項、第五項又は前項に規定する者について、施行日から昭和五十九年七月三十一日までの間に相続があつた場合において、当該相続によりガス状炭化水素の採取業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、新法第二十條第四項の規定による申告については、そのガス状炭化水素の採取場ごとに、当該相続のあつた日から指定日の前日までの間に、その旨を書面で当該ガス状炭化水素の採取場（当該相続に係る被相続人が新法第七條第一項ただし書の承認を受けていた場合において、当該相続に係る相続人が同項ただし書の承認を受けるにあつては、その承認を受ける場所）の所在地を所轄する税務署長に申告すれば足りるものとする。

8 前項の規定は、法人が合併によりガス状炭化水素の採取業を承継した場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と、「当該相続に係る被相続人」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と、「当該相続に係る相続人」とあるのは「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替へるものとする。

9 新法第二十條第一項前段、第三項又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び新法第二十六條第二号の規定は、第五項、第六項及び第七項（前項において準用する場合を含む。）に規定する者で指定日の前日までにガス状炭化水素の採取を廃止し、又はガス状炭化水素の採取の委託をしないこととなるものについては、それぞれ適用しない。

10 第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者（新法第六條の二の規定の適用を受けている者を除く。）は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

11 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（罰則に係る経過措置）
第六條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる石油税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）
第七條 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「原油若しくはトランプ類」を「原油若しくはガス状炭化水素若しくはトランプ類」に、「原油については原油」を「原油又はガス状炭化水素については原油又はガス状炭化水素」に、「原油若しくは石油製品」を「原油、石油製品若しくはガス状炭化水素」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第十條の三「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

第十一條第一項及び第二項中「原油」の下に「若しくはガス状炭化水素」を加える。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）
第九條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條及び第五條第一項中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）
第十條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「原油」の下に「若しくはガス状炭化水素」を加える。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）
第十一條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「若しくは石油製品」を「石油製品若しくはガス状炭化水素」に改める。

第十二條第二項中「又は石油製品」を「若しくは石油製品又はガス状炭化水素」に改める。

第十六條第二項中「又は原油の調製品」を「若しくは原油の調製品又は原油調定率別表第二七・一に掲げる石油ガスその他のガス状炭化水素」に改め、「石油製品」の下に「又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素」を加え、同条第六項中「石油製品」の下に「又は外国から本邦に到着したガス状炭化水素」を加える。

（国税通則法の一部改正）

第十二條 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十五條第二項第六号中「原油」の下に「又はガス状炭化水素」を加える。

〔伊江朝雄君登壇、拍手〕

○伊江朝雄君 ただいま議題となりました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、酒税法等改正案は、最近における酒税の負担状況等に顧み、酒税の従量税率の引き上げ及び制度の整理合理化を行うほか、清酒製造業の経営基盤の安定等に資するための措置を講じようとするものであります。

次に、物品税法改正案は、最近における消費の実態及び課税物品相互間の負担の均衡等に顧み、

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二件

二九二

録音用磁気テープ等の物品を新たに課税対象に加えるとともに、小型乗用自動車等の税率を引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

次に、石油税法改正案は、最近における厳しい財政事情及び原油価格の低下等に順み、今後における原油及び石油代替エネルギー対策の財源確保の要請を考慮して、石油税の税率引き上げ及び課税対象の追加等を行うとするものであります。

委員会におきましては、これら三法律案に対する質疑を行うとともに、昭和五十九年度税制改正に関する参考人より意見を聴取いたしました。その詳細は会議録に譲ります。

三法律案に対する質疑を終了いたしましたところ、自由民主党・自由国民会議の岩崎純三理事より、酒税法等改正案及び物品税法改正案に対し、二法律案の施行期日を「公布の日」に改め、これに伴う所要の規定を整備する修正案がそれぞれ提出されました。

続いて二修正案及び三原案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して丸谷金保委員、公明党・国民会議を代表して塩出啓典理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員より、いずれも二修正案及び修正部分を除く三原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して大坪健一郎理事より二修正案及び修正部分を除く三原案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、酒税法等改正案、物品税法改正案に対する修正案及び修正部分を除く二原案並びに石油税法改正案について採決の結果、酒税法等改正案及び物品税法改正案はいずれも多数をもって修正議決すべきものと決定し、また石油税法改

正案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、酒税制度について酒類の消費の実態に即しその税負担のあり方を引き続き検討すること等六項目にわたる附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) 三案に対し、討論の通告がございします。順次発言を許します。丸谷金保君。

〔丸谷金保君登壇、拍手〕

○丸谷金保君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました酒税法外三法案について、反対の立場から討論を行うものであります。

今回の増税は、公約違反であるばかりでなく、大衆いじめ、弱い者いじめの増税案です。増税金財政再建とは何を意味するのか、国民には全くわかりません。所得減税が中高所得層に効果は厚く、低所得層に効果の小さい不公平な内容になっている上に、その財源を大衆増税に求めるので

は、減税、増税の両面からまさに不公平の積み打ちです。所得減税が景気対策上の措置でなく単なる負担調整措置であるならば、なおのこと、減税財源は大衆課税によらず、各種引当金、準備金の整理、利子配当所得課税の強化等の不公平税制の見直しによって確保すべきものであります。残念ながらそれらは全く不十分のままに放置されております。

また、今回の税法審議に当たったの大きな特徴は、政府が減税法案に先立って間接税増税法案を国会に提出してきたことであり、さすがに本

院ではこのようなそくな手段を正すことができませんでしたが、この点政府に強く反省を求める次第であります。

次に、各法案について申し上げます。

まず、酒税。初年度三千二百億、平年度三千五百十億の増税を行うというものであります。最近の酒の消費量の低迷状態を見ると、その負担は個人消費に深刻な影響を及ぼすのは避けられません。酒は単なる嗜好品ではなく、生活文化の所産であり、勤労大衆の働く意欲の源泉の一つでもあります。また、消費財としては広範な大衆にかかわるものであり、税負担もそれだけ逆進的性格の強いものであります。もともと、それだからこそ取りやすい税金であり、そこに今回の増税が求められた理由もありますが、先進国の中で最も高い酒税を標榜にするのは、もってのほかの暴挙と言わなければなりません。

そもそも酒に関しては、小売免許制と職業選択の自由の問題、清酒の中小醸造業者の健全化、特級、一、二級といった級別問題、価格と税のかかりとしての従価税と従量税の見直し、酒の品質と表示の問題、自家醸造等々検討改善すべき点が多々あるにもかかわらず、これらについては抜本的でないままにすべて先送り、税金を飲んでいく国民はこれではたまったものではない。税金を取ることを目的としている酒税法から、国民の生活を中心に据えて、良質な酒類の提供、正確な情報と利便の確保、その上に適切な負担を求めることを強くこの機会に要求いたします。

また、安定措置法も、零細企業の安定より整理のための法案であり、承服できません。

次に、物品税。初年度三百五十億、平年度五百

六十億の増収が予定されておりますが、ここでの問題は、税金の性格自体が変化しつつあるということです。

物品税は、奢侈品、ぜいたく品に課税し、戦費調達のために設けられたものですが、昨年十一月の政府税制調査会の中期答申では、現在のような考え方にとらわれることなく、消費の持つ担税力に着目して課税する方向への脱皮を提言しております。担税力に着目してその方向に脱皮せよ。その最終目標は何でありますか。物品とサービス全体に課税する大型間接税、一般的消費税であることは明らかです。中曽根総理は、大型間接税は公約として導入しないと表明する一方で、物品課税の拡大を考えている節がありますが、それは同時に、物品税の性格を変えることにもつながりかねないのであります。

憲法第八十四条「現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定しております。物品税の課税対象範囲を拡大し、奢侈品、ぜいたく品にとどめないとするならば、現行物品税にかわって新たな税金の登場とならざるを得ないのではありませんか。現行物品税の課税に当たっても、高価な物品でありながら課税されないものが多々あります。産業保護の観点からという理由に立っていますが、その裏に政治的色彩合いの強い、補助金支出にかえる措置となっているの难道定できないのであります。国民の不信感、不公平感を解消させるためには正すべき問題が残されております。

また、石油税の増税も、備蓄を名目として石油ガス、LPGなど新規課税も含まれていますが、石油備蓄のあり方に疑問があり、新エネルギー開

案の内容にも改善の余地がある現状で、最終的には国民大衆の負担となる今回の増税には疑問を抱かざるを得ません。

以上、増税三法案について触れましたが、最後に二点を強調しておきます。

第一点。政府は間接税増税の方向を打ち出し、直間比率の是正が国民の重税感を和らげるとともに、負担の不公平をなくす方法と考えています。が、現実の国民生活を見ますと、消費の多様化と言われる一方で所得の格差の広がりが起きていること、また各種の統計では、国民の内部での富、資産の保有状況が明確にされず、金融資産から生ずる不労所得の配分状況も明らかにされておられません。また、政府はヨーロッパの直間比率を強調しますが、シャウプ勧告以来アメリカの税制を取り入れてきたのですから、アメリカの直間比率の問題にこそ言及すべきでないでしょうか。間接税の逆進的性格を超えての負担強化は断じて反対であります。

第二点。国民の税に対する不平不満は、制度についてだけでなく徴税面にも広がっております。福島交通は言うに及ばず、最近の企業の使途不明金の増加は、金権政治と密接につながっていることは明らかです。政治不信を除去するために厳正な調査を要求します。特に、法人関係税の適正な税務行政の実現を求めてやみません。

以上、二点を申し添え、政府提出の間接税増税の各法案に対する私の反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(木村睦男君) 塩出啓典君。

〔塩出啓典君登壇、拍手〕

○塩出啓典君 私は、公明党・国民会議を代表い

昭和五十九年四月十日 参議院会議録第十一号

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二件

たしまして、ただいま議題となりました酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案、物品税法の一部を改正する法律案並びに石油税法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

まず、反対理由の第一は、中曽根内閣の公約違反の増税であることでございます。

昨年三月の臨調最終答申は、増税なき財政再建について、「何よりもまず歳出の徹底的削減によってこれを行うべきであり、全体としての租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置を基本的にはとらない、ということの意味を」と定義づけております。この臨調答申の精神を尊重すると強調してきた中曽根内閣がまずやるべきことは、増税ではなく歳出の徹底的削減であつたはずであります。

しかし、政府は、総額十四兆円余の補助金の削減に十分なメスを入れず、徹底した仕事減らし、人減らしも行われず、防衛費の大幅増という聖域を伴う増税法案を提出したことは、重大な公約違反と言わなければなりません。

反対理由の第二は、所得税減税の財源として逆進性の強い間接税を増税し、低所得者層により重い税金負担を押しつけることになるからでございます。

さきに成立した所得税減税は、最高税率を下げ、最低税率を上げるなど、金持ち減税ではないかとの批判がなされておられ、しかも、その減税財源に間接税を大幅に増税しようとするものであります。間接税を増税することは、低所得者はど減税の恩恵以上に間接税が増税されることになり、

特に課税最低限以下の人たちは減税の恩恵はなく、間接税の増加のみを受けることとなります。福祉予算の削減、公共料金の値上げ等が重なり、国民生活、なかんずく低所得者への打撃ははかり知れないものがあります。このような低所得者層に対する配慮を欠いた増税法案を認めるわけにはまいりません。

反対理由の第三は、間接税の中でも特に逆進性の強い酒税を増税し、取りやすいところから取るという安易な姿勢であります。

酒税が、たばこに次いで最も逆進性の高い税であることは、審議の過程における政府答弁からも明らかであります。しかも、我が国の酒税は、先進国の中でも最高の税率でございます。すなわち、一般会計歳入に占める酒税の割合は、我が国の場合値上げ前で五・五％、値上げ後は六・一％となり、米、フランスの四倍、西ドイツの三倍、イタリアに比べれば十二倍、先進国で一番高い英国に比しても一・五倍となります。今回の値上げによってビール一本の小売価格は約三百円となり、そのうち酒税は百五十一円三十五銭で、小売価格の四八・九％となり、米国の一〇％、西ドイツ、フランスの約一七％と比較しても飛び抜けて高い現状であります。

税制調査会は、さきの中期答申において、社会経済情勢の変化を踏まえ、間接税体系の合理化を図り、バランスのとれた税制に改める必要性を指摘しております。かかる税制改革への努力もせず、取りやすいところから取るという姿勢は余りにも御都合主義であります。

酒税の増税は、昭和五十一年以来は三年ごとに強行されており、他の間接税と比べても、ま

に異常とも言える値上げであります。しかも、前々から指摘されている酒の級別制度のあり方等については何らの改革もなされず、矛盾の解決は先送りとなっております。これらの解決を放置して、税増のみの先行する安易な値上げは、国民の下級酒へのシフトを起し、結果として税率を上げて逆進に税収が減るという結果を招きかねないのであります。このような政府の姿勢は、強く反省を求めるものであります。

反対理由の第四は、自動車の物品税を上げるなど大衆課税を強化しようとしているからであります。

物品税は、昭和十二年北支事件特別税法で戦費調達を目的として生まれ、種々の変遷を経て今日に至っておりますが、本来は奢侈品、高価な便益品、趣味娯楽品等へ課税されるものであり、生活必需品非課税を原則としておりました。最近の政府の姿勢は、生活必需品まで課税範囲を広げており、一般消費税導入への道を開くものであります。

大蔵委員会の審議の過程において、書画骨とう、高級織物等々の高価なものに対して課税がなされておらず、グリーンカード制もうやむやになり、資産家のマル優悪用も放置され、一方、高額所得者の悪質な脱税事件は後を絶たず、まじめな納税者から見れば税の不公平感は拡大されるばかりであります。このような不公平を放置しながら、一世帯平均一・一四台に普及している自動車の物品税を上げたり、電気洗濯機への課税の強化等は、大衆課税を強化し、一般消費税への道を開くものであり、断じて反対するものであります。

反対理由の第五は、石油税の引き上げが余りに

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二件 国立学校設置法の一部を改正する法律案 二九四

も安易であるからであります。

日本の将来を考えると、エネルギー対策の重要性は認めるにやぶさかではありません。しかし、限られた予算について、むだを省き、より効率的に使わなければならない。特に指摘しなければならぬことは、政府の経済見通し、なかなしくエネルギーの中長期見通しが、低成長時代への移行を予測し得ず、大幅に狂い、たゞ重なる修正を続けていくことが国民経済を混乱させ、エネルギー対策にも大きなむだを生じており、政府の反省を強く促すものであります。

石油備蓄問題についても、過剰な設備計画、コストの高いタンカー備蓄など、節約、効率化の余地は十分残されているのであります。このようなエネルギー対策のあり方について厳しい改革がなされないまま、原油価格の低下を理由とする安易な値上げには賛成できません。

以上をもって私の三法案に対する反対討論いたしますが、ここ数年の税制改正において、国民がひとしく要請する不公平税制の是正を棚上げし、財政収支のつじつま合わせに終始し、結果として取りやすいところから取るという国民生活を無視した増税が着々と進行し、かえって税制をゆがめ、不公平を拡大していることに強い憤りを覚えざるを得ません。政府として臨調や税制調査会が指摘した歳出削減に努めるとともに、執行面、法制面における税の不公平是正に勇断を持って当たることを強く要望し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

まず、酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び物品税法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案の委員長報告はいずれも修正議決報告でございます。

両案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり修正議決されました。

次に、石油税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

――

○議長(木村睦男君) 日程第四 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長長谷川信君。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十九年四月七日

文教委員長 長谷川 信

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北見工業大学、図書館情報大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学に大学院を、長崎大学に医療技術短期大学部をそれぞれ設置するとともに、熊本大学体育医学研究所を廃止し、国立大学共同利用機関として国立遺伝学研究所を設置するほか、昭和四十八年度以後に設置された国立医科大学等に係る職員の設定を改めようとするものであり、妥

当な措置と認めた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、昭和五十九年度国立学校特別会計予算に、三十二億八千三百七十五万円が計上されている。

国立学校設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十九年四月五日

衆議院議長 福永 健司

参議院議長 木村 睦男殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「旭川医科大学」を「旭川医科大学」に、「茨城大学」を「茨城大学」に、「高知大学」を「高知医科大学」に、「佐賀大学」を「佐賀医科大学」に、「大分大学」を「大分医科大学」に改める。

第三条の三第二項の表中

長崎大学商科短期大学部

長崎県

長崎大学

長崎大学

長崎大学医療技術短期大学部

長崎県

長崎大学

に改める。

第四条第一項の表熊本大学の項を削る。

第九条の二第一項の表宇宙科学研究所の項の次に次のように加える。

国立遺伝学研究所

遺伝学に関する総合研究

附則第三項中「一万七千八百九十五人」を「一万八千八百十二人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(在学年数の計算に関する経過措置)

2 昭和五十九年度に北見工業大学、図書館情報大学、高知医科大学、佐賀医科大学若しくは大分医科大学の大学院又は長崎大学医療技術短期大学部に入学した者は、在学年数の計算に関しては、昭和五十九年四月一日から当該大学院又は短期大学部にそれぞれ在学していたものとみなす。

(文部省設置法の一部改正)

3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第三号中「国立遺伝学研究所」を削る。

第十四条中「国立遺伝学研究所」を削る。

第十五条第一項中「統計数理研究所及び国立遺伝学研究所」を「及び統計数理研究所」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

(国立学校特別会計法の一部改正)

4 国立学校特別会計法(昭和三十九年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項を次のように改める。

14 国立学校設置法の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号。以下「改正法」という。)による改正前の文部省設置法第十四条に掲げる国立遺伝学研究所は、昭和五十九年四月一日から改正法による改正後の国立学校設置法第九条の二第二項の表に掲げる国立遺

伝学研究所であつたものとみなし、これに係る債務の負担又は支出で改正法の施行の日の前日までに一般会計の昭和五十九年度の暫定予算に基づいてしたもの、この会計の同年度の予算に基づいてしたもの、この会計の同年度の収入で同日までに収納した一般会計の同年度の歳入に属するものは、この会計の同年度の歳入とみなす。

〔長谷川信君登壇、拍手〕

○長谷川信君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、まず第一に、北見工業大学、図書館情報大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学にそれぞれ大学院を設置するとともに、長崎大学に医療技術短期大学部を併設しようとするものであります。

第二に、熊本大学の体質医学研究所を廃止して医学部に統合するとともに、文部省の所轄研究所である国立遺伝学研究所を改組転換して国立大学共同利用機関として設置するほか、昭和四十八年度以降に設置された医科大学等の職員の定員を改めようとするものであります。

委員会におきましては、今後の大学院の設置のあり方、研究所における改組転換の手續及び研究所員の処遇、新高等教育計画の内容と実施方針、第三セクター方式など大学の設置形態の多様化、医学部定員削減の是非など医師養成の見直し、大学における非常勤職員の採用のあり方、共通一次テストの改善などの諸問題につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって

御承知願いたいと存じます。

質疑を終わります。討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時十三分散会

出席者は左のとおり。

議長	木村 睦男君
副議長	阿貝根 登君

議員	中野 鉄造君	服部 信吾君
刈田 貞子君	坂山 映子君	
大川 清幸君	桑名 義治君	
矢原 秀男君	小西 博行君	
伊藤 郁男君	藤原 房雄君	
太田 淳夫君	峯山 昭範君	
中村 鋭一君	井上 計君	
宮澤 弘君	塩出 啓典君	
中野 明君	原田 立君	
飯田 忠雄君	柳澤 鍊造君	
杉山 令肇君	鶴岡 洋君	

田代富士男君	黒柳 明君
和田 教美君	栗林 卓司君
柄谷 道一君	宮田 輝君
森下 泰君	三木 忠雄君
鈴木 一弘君	中西 珠子君
高桑 栄松君	田淵 哲也君
藤井 恒男君	福岡日出廣君
鳩山威一郎君	二宮 文造君
多田 省吾君	白木義一郎君
高木健太郎君	伏見 康治君
三治 重信君	関 嘉彦君
安井 謙君	田中 正巳君
中山 千夏君	青木 茂君
木本平八郎君	下村 泰君
前島英三郎君	山田耕三郎君
喜屋武眞榮君	秦 豊君
青島 幸男君	美濃部亮吉君
沖 外夫君	石井 一二君
浦田 勝君	大浜 方栄君
岡野 裕君	海江田鶴造君
藤井 孝男君	小島 静馬君
松浦 功君	森山 眞弓君
福田 宏一君	田沢 智治君
成相 善十君	江島 淳君
沢田 一精君	佐々木 満君
後藤 正夫君	長谷川 信君
伊江 朝雄君	竹内 潔君
堀内 俊夫君	井上 吉夫君
秦野 章君	夏目 忠雄君
坂野 重信君	山東 昭子君
斎藤栄三郎君	上條 勝久君
中村 太郎君	遠藤 要君

議長の報告事項

去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

上田 稔君

海江田鶴造君

中野 明君

服部 信吾君

法務委員

辞任

補欠

園田 清充君

柳川 覺治君

藤田 正明君

杉元 恒雄君

安井 謙君

水谷 力君

海江田鶴造君

上田 稔君

大浜 方榮君

徳永 正利君

吉川 春子君

宮本 顯治君

外務委員

辞任

補欠

久保田真田君

梶原 敬義君

文教委員

辞任

補欠

柳川 覺治君

園田 清充君

松本 英一君

久保 亘君

宮本 顯治君

吉川 春子君

社会労働委員

辞任

補欠

徳永 正利君

大浜 方榮君

農林水産委員

辞任

補欠

水谷 力君

安井 謙君

商工委員

辞任

補欠

杉元 恒雄君

藤田 正明君

梶原 敬義君

久保田真田君

通信委員

辞任

補欠

服部 信吾君

中野 明君

建設委員

辞任

補欠

久保 亘君

松本 英一君

予算委員

辞任

補欠

土屋 義彦君

松岡満寿男君

梶原 敬義君

久保 亘君

太田 淳夫君

飯田 忠雄君

中野 鉄造君

塩出 啓典君

吉川 春子君

神谷信之助君

決算委員

辞任

補欠

塩出 啓典君

太田 淳夫君

議院運営委員

辞任

補欠

松岡満寿男君

土屋 義彦君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

短時間労働者保護法案（平石磨作太郎君外四名提出）（衆第五号）

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を内閣委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

関税法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

地方税法等の一部を改正する法律

消防施設強化促進法の一部を改正する法律

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興特別措置法の一部を改正する法律

法人税法の一部を改正する法律

租税特別措置法の一部を改正する法律

所得税法等の一部を改正する法律

関税法等の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

海江田鶴造君

上田 稔君

服部 信吾君

中野 明君

法務委員

辞任

補欠

上田 稔君

海江田鶴造君

杉元 恒雄君

藤田 正明君

水谷 力君

安井 謙君

柳川 覺治君

園田 清充君

外務委員

辞任

補欠

梶原 敬義君

久保田真田君

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

文教委員

辞任

補欠

園田 清充君

柳川 覺治君

農林水産委員

辞任

補欠

安井 謙君

水谷 力君

商工委員

辞任

補欠

藤田 正明君

杉元 恒雄君

久保田真苗君

梶原 敬義君

通信委員

辞任

補欠

中野 明君

服部 信吾君

予算委員

辞任

補欠

塩出 啓典君

太田 淳夫君

飯田 忠雄君

中西 珠子君

神谷信之助君

下田 京子君

柄谷 道一君

山田 勇君

決算委員

辞任

補欠

太田 淳夫君

塩出 啓典君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案(藤田高敏君外四名提出)(衆第三三三三号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された

次の議案を委員会に付託した。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

社会労働委員会に付託

国有林野法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)

農林水産委員会に付託

機械類信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

商工委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

男女雇用平等法案(中野鉄造君外一名発議)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日 動

人事院総裁 内海 倫君 (退職) 昭五九・三・三三

法務大臣 龜山 緒夫君 東京高等検察庁刑 昭五九・四・一

官房審議 官房審議 官房審議 官房審議

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百一回国会政府委員に任命することを承認した。

人事院総裁 内海 倫君

法務大臣官房審議官 濱 邦久君

同日内閣総理大臣から議長宛、人事院総裁内海倫君外一名(同日議長承認)を第百一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

田代由紀男君

出口 廣光君

太田 淳夫君

塩出 啓典君

鈴木 一弘君

藤原 房雄君

下田 京子君

安武 洋子君

決算委員

辞任

補欠

出口 廣光君

田代由紀男君

塩出 啓典君

太田 淳夫君

安武 洋子君

下田 京子君

議院運営委員

辞任

補欠

藤原 房雄君

鈴木 一弘君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

土地改良法の一部を改正する法律案(閣法第六五号)

中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

議院運営委員

辞任

補欠

田代由紀男君

出口 廣光君

刈田 貞子君

中西 珠子君

太田 淳夫君

塩出 啓典君

下田 京子君

安武 洋子君

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(閣法第六三三三号)

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

補欠

青木 茂君

木本平八郎君

商工委員

辞任

補欠

木本平八郎君

青木 茂君

予算委員

辞任

補欠

海江田鶴造君

水谷 力君

出口 廣光君

吉村 真事君

志村 哲良君

佐藤栄佐久君

中西 珠子君

刈田 貞子君

塩出 啓典君

太田 淳夫君

安武 洋子君

小笠原貞子君

山田 勇君

柄谷 道一君

決算委員

辞任

補欠

田代由紀男君

出口 廣光君

刈田 貞子君

中西 珠子君

太田 淳夫君

塩出 啓典君

下田 京子君

安武 洋子君

議院運営委員

辞任

補欠

水谷 力君

海江田鶴造君

吉村 真事君 田代由紀男君
懲罰委員

小笠原貞子君 下田 京子君
補欠

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
医療法の一部を改正する法律案(閣法第六七号)
厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)
職業安定法等の一部を改正する法律案(閣法第六九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(伊藤茂君外十三名提出)(衆第一〇号)
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(伊藤茂君外十三名提出)(衆第一一号)

大蔵委員会に付託

学校教育法の一部を改正する法律案(佐藤誼君外二名提出)(衆第六号)

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西續介君外二名提出)(衆第七号)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外二名提出)(衆第八号)

学校教育法等の一部を改正する法律案(中西續介君外二名提出)(衆第九号)
文教委員会に付託

去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

前島英三郎君 秦 豊君
補欠

外務委員

秦 豊君 前島英三郎君
補欠

社会労働委員

山中 郁子君 小笠原貞子君
補欠

農林水産委員

稲村 稔夫君 松本 英二君
補欠

運輸委員

小笠原貞子君 山中 郁子君
補欠

建設委員

松本 英一君 稲村 稔夫君
補欠

予算委員

水谷 力君 海江田鶴造君
補欠

吉村 真事君 田代由紀男君

刈田 貞子君 中西 珠子君

藤原 房雄君 中野 鉄造君

小笠原貞子君 上田耕一郎君

青木 茂君 下村 泰君

決議委員

中西 珠子君 刈田 貞子君
補欠

議院運営委員

海江田鶴造君 水谷 力君
補欠

田代由紀男君 吉村 真事君

鈴木 一弘君 藤原 房雄君

懲罰委員

下田 京子君 小笠原貞子君
補欠

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第三号)

航空業務に関する日本国政府とスリ・ランカ民主社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第四号)

外務委員会に付託

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法

第二二号) 文教委員会に付託

機械類信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第三四号) 商工委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

港灣運送事業法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

原子爆弾被爆者等援護法案(森井忠良君外六名提出)(衆第二二号) 社会労働委員会に付託

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(長田武士君外四名提出)(衆第一四号)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を大蔵委員会に付託した。

各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律案(閣法第五〇号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

限定核戦争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中曽根総理の発言に関する質問主意書(黒柳明君提出)

核保有部隊に対して陸上自衛隊が攻撃するため教育訓練を行うことに関する質問主意書(黒柳明君提出)

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和五十九年四月十日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

内閣委員

辞任

補欠

赤桐 操君

龜山 篤君

法務委員

辞任

補欠

岩動 道行君

吉村 真事君

国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの

国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

外務委員

辞任

補欠

拔山 映子君

藤井 恒男君

大蔵委員

辞任

補欠

竹山 裕君

河本嘉久蔵君

龜山 篤君

赤桐 操君

木本平八郎君

青木 茂君

社会労働委員

辞任

補欠

浜本 万三君

対馬 孝且君

小笠原貞子君

安武 洋子君

農林水産委員

辞任

補欠

河本嘉久蔵君

竹山 裕君

松本 英一君

稲村 稔夫君

商工委員

辞任

補欠

対馬 孝且君

浜本 万三君

運輸委員

辞任

補欠

青木 茂君

木本平八郎君

建設委員

辞任

補欠

山中 郁子君

小笠原貞子君

予算委員

辞任

補欠

佐藤栄佐久君

志村 哲良君

太田 淳夫君

鈴木 一弘君

中西 珠子君

桑名 義治君

決算委員

辞任

補欠

堀出 啓典君

太田 淳夫君

議院運営委員

辞任

補欠

吉村 真事君

斎藤 十朗君

文教委員会

理事 久保 亘君 (久保亘君の補欠)

理事 吉川 春子君 (吉川春子君の補欠)

同日委員長から次の報告書が提出された。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置

法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報

告書

物品税法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

審査報告書

石油税法の一部を改正する法律案(閣法第七号)

審査報告書

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

秦 豊君

前島英三郎君

法務委員

辞任

補欠

吉村 真事君

岩動 道行君

外務委員

辞任

補欠

藤井 恒男君

拔山 映子君

前島英三郎君

秦 豊君

文教委員

辞任

補欠

中村 哲君

大森 昭君

社会労働委員

辞任

補欠

対馬 孝且君

浜本 万三君

安武 洋子君

山中 郁子君

拔山 映子君

藤井 恒男君

商工委員

辞任

補欠

浜本 万三君

対馬 孝且君

通信委員

辞任

補欠

大森 昭君

中村 哲君

建設委員

辞任

補欠

山中 郁子君

安武 洋子君

議院運営委員

辞任

補欠

斎藤 十朗君

吉村 真事君

同日内閣から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

株券等の保管及び振替に関する法律案(閣法第七十一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

限定核戦争等に関する内閣答弁書の内容変更についての中曽根総理の発言に関する質問主意書(黒柳明君提出)

核保有部隊に対して陸上自衛隊が攻撃するため教育訓練を行うことに関する質問主意書(黒柳明君提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第二十二号)審査報告書

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

補欠

大森 昭君

中村 哲君

通信委員
 辞任 補欠
 中村 哲君 大森 昭君

予算委員
 辞任 補欠
 安孫子藤吉君 藤田 栄君
 桑名 義治君 塩出 啓典君
 上田耕一郎君 近藤 忠孝君

議院運営委員
 辞任 補欠
 藤田 栄君 安孫子藤吉君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交・総合安全保障に関する調査特別委員
 辞任 補欠
 柳澤 鍊造君 山田 勇君

科学技術特別委員
 辞任 補欠
 山田 勇君 柳澤 鍊造君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会
 理事 鈴木 和美君 (鈴木和美君の補欠)
 理事 市川 正一君 (市川正一君の補欠)

本日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十九年度一般会計予算、昭和五十九年度特別会計予算及び昭和五十九年度政府関係機関予算審査報告書

第八号中正誤
 ペシ 段 行 誤
 三三 四九一〇 付加値額
 付加価値額 正

昭和五十九年四月十日 参議院会議録第十一号

三〇二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五三 四二二(大代)
〒 105

一定価一
〇円部